

蓋井島村落の歴史的、社会的構造*

松沢寿一・国分直一・中村省吾・植松一郎

Historical and social organization of Futaoijima-village

By

Juichi MATSUZAWA, Naoichi KOKUBU, Shyōgo NAKAMURA
and Ichirō UEMATSU

Futaoijima village is a small fishing and farming community located upon the Futaoijima Isle at the sea area named Hibiki Nada in Shimonoseki City. Most Part of Futaoijima Isle is hilly and woody, but on the easy hill sides we can find carefully cultivated fields with clusters of dwellings.

Field works of the isle had been done during the period from May, 1956 to August, 1957. In the following pages an attempt is made to present the historical and social organization of the community through the historical, ethnographic and sociological standpoint. Although villagers seem to have had a tendency of taking their interest in fisheries in these decades, the tradition of the community is still well marked in the community. Moreover a strong feeling of village unity still exists and numbers of communal activities are engaged in.

Properties for communal use, which are owned and maintained by the villagers, consist of sacred Four Hills (Yotsu no Yama), several forests, wells, shrines and one community hall.

Their common traditions as well as their bond of blood and common interest serve as an important unifier.

蓋井島は山陰響灘に位置する小島である。集落は1ヶ所にまとまつた集村で、土師器、須恵器の行われた時代に定着がはじまつたと思われる。在来の家は現在でも39戸に過ぎない位であるから、長い歴史を通して濃い血縁社会を形成している。その生活は本来は農耕に依存していたものであるが、明治前期末葉頃より漁撈に進出するに及び、半農半漁の生業形態をもつに至つたが近年は次第に漁撈に重点をおくようになり、本年は村全体で経営する定置網漁業に運命をかけようとする体制を整えるに至つた。

我々はこの島の村落の歴史的社会的構造を明らかにすることにより、離島漁村の性格の一面を把握したいと考えて昨年（1956年）7月以来調査にかかり本年8月にかけて4度渡島、戸

※ 水産講習所研究業績 第246号, 1957年7月25日 受理

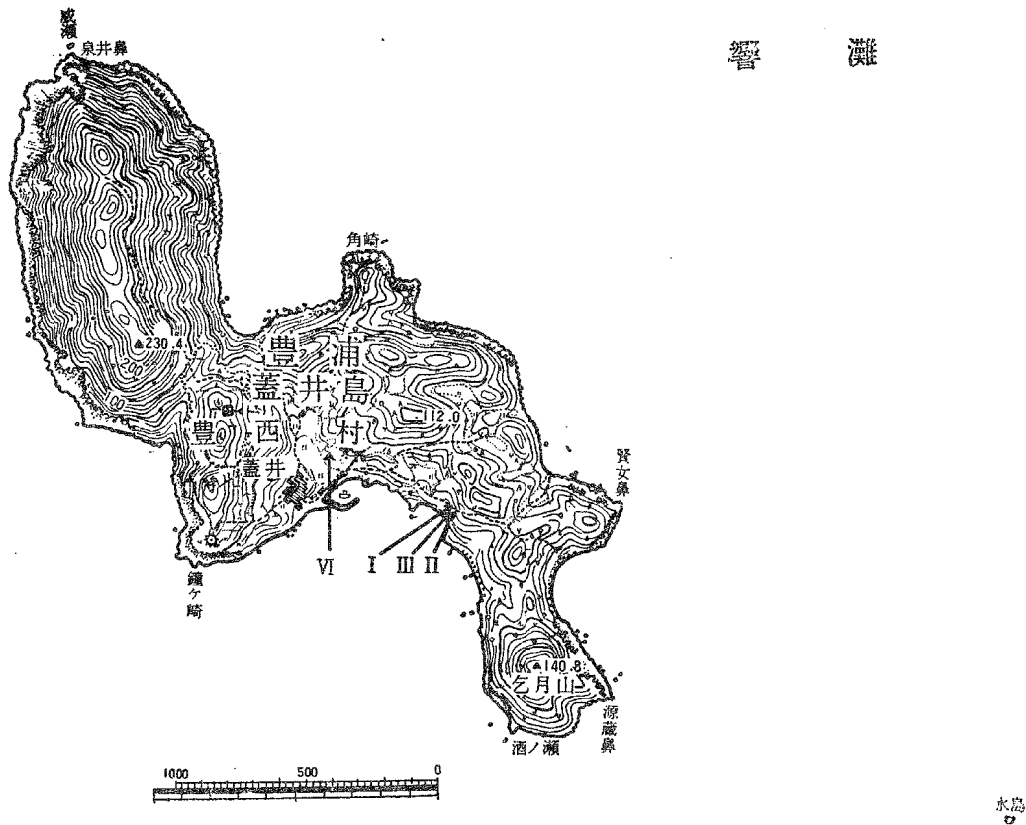


Fig. 1. Futaoi-jima Isle

Figures show the locations of Four Sacred Woods.

別採訪による問書作成，祭事の古記録，唯一の寺である正覚寺の過去帳，漁業協同組合に於ける諸帳簿記録，下関市役所吉見支所に於ける戸籍記録の調査等を行つた上，山口県図書館郷土研究室，長府及び下関の両図書館所蔵の古記録を参照した。ただ遺憾なことは神事の上でこの島と関係をもつてきた長府一ノ宮神社の古文書記録類をこの報告をまとめる上に参照する暇をもちえなかつたことである。その他にも調査不十分な所がまだあることを知つている。例えば歴史の上限を確めるためには考古学的発掘調査を必ず必要とするのである。従つてこの報告は現在の段階に於ける一応の報告である。調査研究は調査員の緊密な連絡共同作業により進められたものであるが，各自の専門の分野に於いて力を尽したことはいうまでもない。報告の構成に従つて執筆上の分担を述べると，「島の自然と景観」「開発の歴史」を国分，「集落の形態と社会の構造」を中村，「生業の発達と集落の形成」の項の初期の事情を国分，中近世の事情，人口問題，通婚圏，交渉地域を中村，「蓋井島漁業協同組合」を松沢，「伝承と習俗」を国分，「生活の動態と意識」の項の「労働と収入」を植松，「婦人会と若い衆仲間」を国分，「むらの意識」を中村が，それぞれ担当した。以上の中「労働と収入」の調査には，本講習所の学生の協力をえたが，特に本島隆信君は報告をまとめる上でも協力を惜しまなかつた。

二 島の自然と景観

元文四末十月九日蓋井島庄屋権兵衛の印判ある地下上申書によると，「惣家数拾九軒，惣人

数百式拾壹人 内男六拾壹人 女六拾人、牛式拾匹」とあり、島の地理を調査しては、
蓋井島東西十五丁程 島廻り壹里半程（舟数の事）船数五艘 蓋井島より海上長府へ（海上）八里 安岡浦へ四里 室津浦へ五里 六連島へ五里 筑前若松へ七里半 同江相ノ嶋へ四里

と見えている。島の位置する海は響灘、地下上申に登場する地名は今でも島人の生活にとって関係深い近隣の浦々の名である。面積僅に48.2平方軒の島に標高230mの大山、140.8mの乞月山の山容が聳立しているため、山の海岸に迫り、絶壁をなす所が多く、平地というに備する程の土地は殆んど見られない。然し島の東よりに僅少なながら傾斜の緩にして、やや開けた谷地が見られ、谷地をとりまく原生林に覆われた丘縁に沿って細流が流出して、農耕用水源をなしている。従つて主要な耕地は主としてこれら谷地に集中している。「筏石」とよばれる谷地には三つの聖森があり、「田の口」とよばれる谷地には又一つの聖森がある。山地を覆っている樹林は椎が最も多く、次いで松樹が目立つ。その他有用植物の中で最も多いのは椿であろうか。常緑の島の自然も早春には椿の開花により、初夏に鬼百合によつて彩られる。晩秋にはウベ（アケビの類）イタブ（イチジクの類）が熟するので、この時期だけは砂糖に不自由な時代にも自然は甘味を供給していたのである。農耕との関係に於いては上記の四つの聖森以外にも尙八幡宮の森があり、荒神の森、大歳（オホトシ）の森、地主の森、牛の神の森が集落をとりまいている。これらの森を越えると大山の肩背部には共有の美しい牧場があり、農耕期間を過ぎると牛が放牧される。

耕地の狭少なこの島では集落は最適の農耕地域から離れて、水場、船着場、季節風等の状況を考慮してではあるが、山縁の斜面を切下げて整地してその上に営まれているので下方に立地する民家の屋根の一端は切り取られ段状の壁の陰に隠れているのが普通である。

集落の間の主な道にコンクリートの舗装が施されたのは約30年来のことという。民家の数も上記元文の地下上申の時代に比して遙に増加して39戸、寺、燈台、学校等所謂地下以外のものをいれても更に数戸を加えるに過ぎない。強風に耐えるだけのがつちりした構造をもち赤い石州瓦で葺かれた民家は本百姓、或いは本家といわれる島の歴史を明治前期にかけて作つてきた家に多い。

この島は神功皇后の伝説に結びつけて語られることが多い。上記元文の地下上申の内容の大半は神功皇后伝説をのせることに宛ている。かかる状況の発生事情については後でふれる。

島の面貌は民家が増えたことと相まつて、種々の面で近年急に改まりつつある。かつては本土豊浦沿岸六浦の漁民たちの協同修築に依存しなくてはならなかつた波止場も、昭和7年から8年にかけて、見事な防破堤と化した。大正元年には村の事業として、簡易水道が設計され、昭和25年には8馬力のヤンマーディーゼル直流発電機を備えて、各戸点灯することが出来るようになった。又昭和27年3月からは40馬力の焼玉発動機を備えた15,87噸の定期船を村としてもつようになった。波止場も埋立整地されて1,000坪に及ぶ網干場が出来た。島の景観の中光彩を放つているのは、大山の肩部にある白亜の燈台であろう。明治45年7月以来光達距離25浬に及ぶ光芒を夜毎に放つている。この小さな島にも、戦時中には諸所に要塞が作られたが、今は廢址となつている。風景は近代に至つて俄に成長し、又変化しつつある。

三 開発の歴史

この島に島人たちの祖先が居住し始めた時期の上限を確めるための考古学的調査はサーヴェーを行つた程度であるが、須恵器や土師器の散布する状況から「筏石」と「田の口」の神聖な

森の附近に遺跡があることが確められている。単に拝所と関係をもつ祭祀遺跡であるか初期の居住地区としての意味をも語っているかは発掘によつて確めるつもりである。

「筏石」の遺物散布地(畠地)の中心にあつたという海辺の自然礫を用いた2ヶ所の堆石(積石塚)は神主(たいふさんと呼ぶ)にはかつて畠隅に移されている。耕作の邪魔になるからだという。この山の当元上野家で祀っている。

現在墓原(はかわら)とよばれている共同の墓所に近く大空家の畠中に松本,上野,大空の3家の祖先の墓がある。筏石に於けると同様の堆石であるが,この場合は自然礫のままではなく石を打ち割つて方形に積上げたものである。集落内の古い家には先祖様,或いは地蔵さんとよばれる同様の堆石がある。その中現在,林昭二,中村伝作両氏が祀っている先祖様の堆石下から水道工事の際脛骨の長い人骨が出土したという。このことから見ても先祖様或いは地蔵さんとよばれる堆石は墓所であつたと考えられる。尙集落の立地する地形の一部の変更を行つた際赤色の素焼土器が約1.50m地下から出土したと伝えられることからするなら,古い時代から居住が行われていた証跡のようにも思われる。「筏石」にも「田の口」にも祭祀遺跡かと思われる遺跡はある。何らかそれらの地域に於ける居住に関係ありとしても,長い期間に亘る占拠は考えられないので,現集落地域は恐らく早い時代から居住地域となつていたものではなからうか。島内には土師器も須恵器も焼いたと見られる証跡は見当たらないので,それらは島外から搬入されたかと思われる。この島に最も近い窯跡としては吉見町永田郷と吉母との間に須恵器のそれがある。この島の初期の移住者は豊浦沿岸地方からはいつたと見るのが自然であろう。彼等は農耕民であり,彼らの間に階級の分化はなかつたと見るべきであろう。かかる状況を語る墳丘は見られない。最初に拓かれた谷地は一の山,二の山,三の山の聖森をもつ「筏石」の谷地であろうと見る理由の一つは,山の神の祭事が一の山,二の山,殊に一の山の祭事に重点をおいていることにもよる。「筏石」に続いて「田の口」が拓かれたと見られるのはそこに四の山が祀られていることが何よりもよく事情を語っている。四の山附近から須恵器が出ることは,この谷地の開発が古代後期のある時期に属していることを語っている。

「筏石」の谷地の田島の状況を見るに,一の山,二の山,三の山に所属する家の持地のみで他の山に所属する家の持地が全くないことは筏石開発期には,一の山,二の山,三の山を祀る集団しか存在しなかつたことを語っていると見てよいと思う。その後人口の増加,分戸があつて四の山を祀り,四の山に護られた谷地の開発が進んだと見るのである。この谷地に四の山の集団のみでなく他の各山所属の家々も持地を現在もつていることはこの谷地が最も広く有望な谷地であつたことから,四の山の集団に続いて全村的開発が進められたことを語っているといえよう。耕地は集落のある「村中」とよばれる地区にもある。元文4年の地下上申に附せられた図には上述の二つの谷地と「村中」には耕地が色わけして記載されていて,他の地区に耕地の記載はない。現在小耕地は主として「筏石」の東側の狭小な谷地に見られる。例え隠し田があつたとしても,これらの小開発は比較的下降する近代に属したものであろう。

四 集落の形態と社会構造

I, 集落の立地条件 本島の開拓者は先ず耕地によつて糧を得た筈であるからして地勢上島の南西方に位置することになるが,更に海産食糧を得る必要上採取に便利な位置が望ましかつたであろう。この2条件から見ても現位置附近が好都合であるが,斯様な条件のもとに集落の位置を更に規定する要素は水である。水は3ヶ所あり一つは現聚落の西郊30mの距離にある

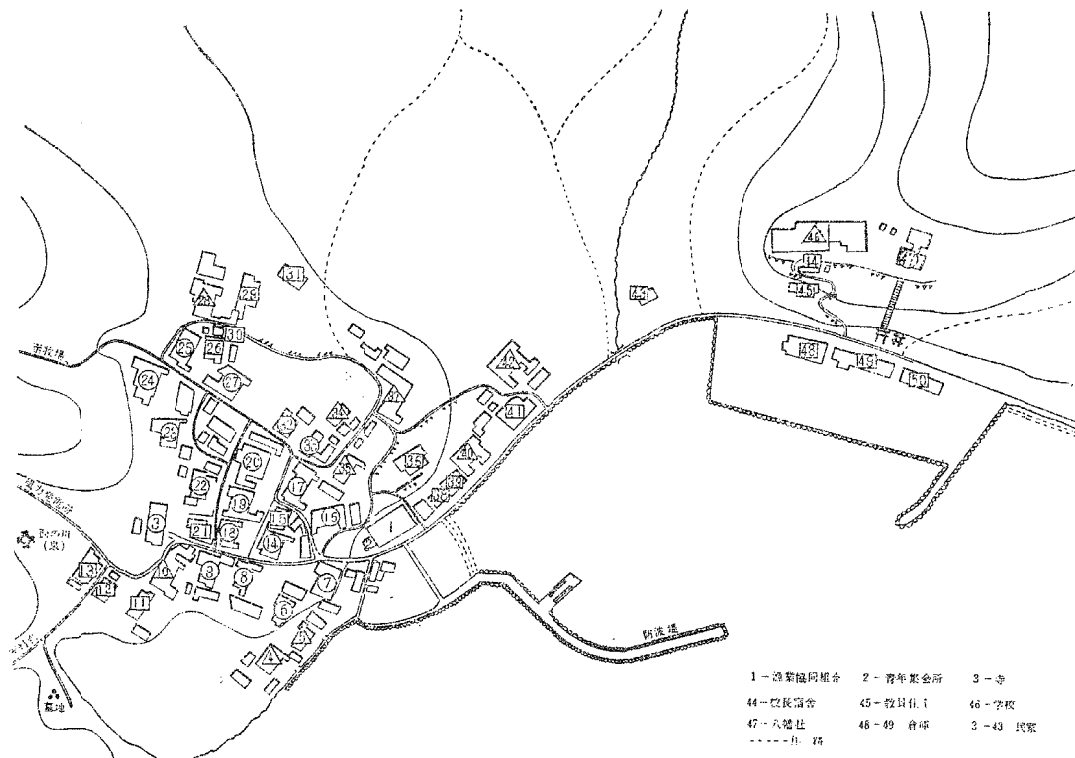
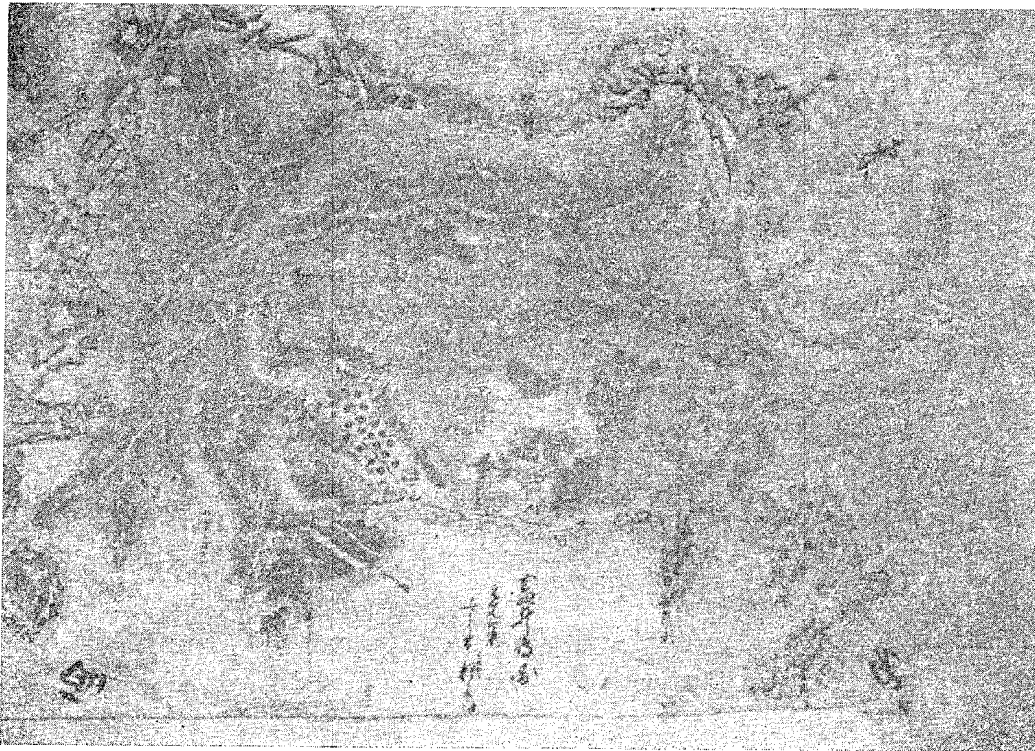


Fig. 2. Upper : Appended map of report written in 1739 by the village head man, Gonbei.
Lower : Futaoijima village in 1957.

Marks with figures show the foundation eras of the families.

Marks : ○—Before Meiji era △—From Meiji to Taisho era □—Showa era.

泉西の川で他は八幡宮麓の泉、今一つは所謂蓋井の伝説を生んだ水の明神の傍の井戸である。このうち水量の最も多いのは西の川で清冽な水が四季絶える時がなく現在簡易水道の施設が出来ている。

次に蓋井島と言わず玄海沿岸は冬季北西モンスーンが強烈で如何なる集落と雖之れに対して考慮が払はれてないものはない、況して海上の孤島ともあれば之又集落位置を決定づける要素となる。現集落は後方に金比羅山や更に其の背後に本島最高の 230m 高地を控えて北西をさえぎり東方に面して位置している。尙真下に蓋井湾を臨んでおり集落のとろとろ坂の道を下れば直ぐ往昔よりの船着場がある。猶現集落は海岸迄延びているが旧家は皆丘陵地に拠つている。蓋井島の地名に対敵意識を含んだものが多いのと併せ考えれば或は防衛上の配慮も考えられないことではない。

II, 集落の形態

1. 集落の分布. 如上の立地条件のもとに集村として形成されている集落を更に検討すると時代を異にした三つの区域が見られる。第一は最も古い地区で西の川に近い丘陵地にあるもの。極めて狭い屋敷ながらも農耕に必要な附属建物を持ち大体規則的に並んでいる。次は大体明治時代より開けた部分で第一の地区の北東方の丘陵に進出し比較的ゆとりのある屋敷内に農耕附属建物を持つている。第三の地区に属するものは海岸通と第一地区の西郊に出来たもので凡て昭和に入つて立家したものより成り立っている。一般に屋敷も狭く家も小さく附属建物は持つていないか小さいもので従つて隣同志接近している。現代になつて漸く集落の展開を見得るに至つたには簡易水道施設が与つて力がある。配管が漁協の経営事業として完了したのが大正元年のことであつた。

集落の中心道路は丘陵の古い地区から船つき場を下るもので、この道路からはいくつかの支路が伸びている。集落地帯が丘陵地である関係上石組で構築されていて、上手の小路が下手の屋根を見下すようにつけられている所も多い。幹路も坂の為車を通さず支路に至つては牛に荷物を背負はせて辛うじて通れる程度である。それに比べると海岸道路は荷車の通行が可能であるがそれも極めて狭い区域内に於いてのみのことである。

集落の協同施設としてはなお燈火設備としての発電施設が昭和24年設けられ遂次整備されてきたが、31年秋焼けて今はまだ其の儘になつている。波止場は最も早く設けられたもので弘化3年の構築になるものであるが(対岸六ヶ浦と共同で)現在は内側が埋り新しい波止場が更に築かれている。其の他部落施設としては、大正12年整理された墓地が集落西方の丘に見えている。特に挙げたい建物は海辺に位置し一際目立つ漁業協同組合で、村の政治的、経済的中心機関であるのみならず生活全般に亘つて中心をなしている。尙部落の共同経営である牧場は集落の背後に美しい景観を添えている。

2. 住居の構造. 屋敷は島という制約により更に丘陵地としての条件から一般に狭隘であるが、その中に牛小屋、焚物入、納屋、風呂場等の附属の建物があり中には倉を建てている家もある。第二地区の家敷は多少ゆとりもあり、笹で囲まれた家敷もあるが、第一地区中心部等木一本ない。因に第一地区より第二地区に明治になつてから移転した家が3軒あるがこれはいづれも農業経営にふさわしい屋敷を求めてのことであつた。

一般に本屋の間取りは一寸した作業の出来る土間と炊事場があつて、「くど」が3つか4つ据えてある。座敷は、四畳半位の炬部屋をもつものが多く其の他に表側と奥側との三間流れの6間があり、襖をはずすと広間が出来る構造である。中には屋敷の形の制約を受けて三角間や

落間を持つ家もある。離れを持つ家は見当らない。次に旧家上野三頼氏宅を図示する。

II, 家と社会

蓋井島全戸数は48戸でこの中には小中学校の職員宿舎1棟、校長住宅1戸、燈台守宿舎が2戸、それに浄土宗正覚寺1宇、更に定置関係宿舎があり、漁協、青年会館の建物まで含めてのことである。人口は総数 237人、内男 118人、女 119人となっている(昭和31年末)。其の内島人関係としては戸数39戸世帯数42(戸籍上のみのもを除く)人口は 195人である。内漁業協同組合加入戸数は34である。

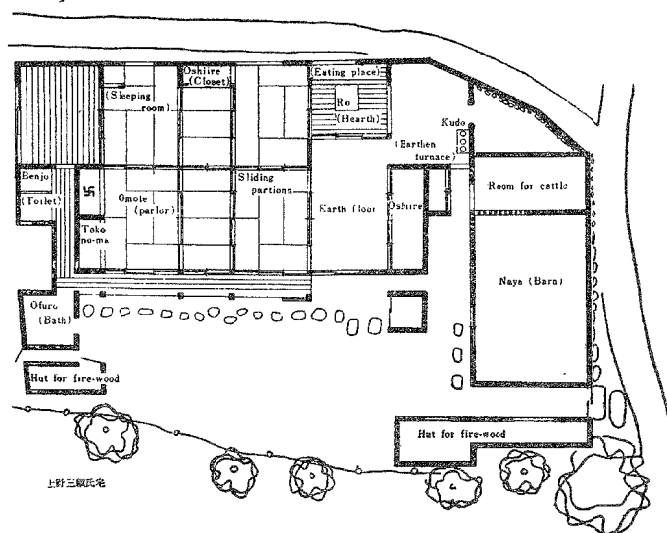


Fig. 3. House plan

1. 家族構成 今此の社会を家という構成単位に就いて見るにあたって、先ずその家族数は次の如くである。(尤もこれは本島者のみ)

平均4.85人、頻数の多いのは5人である。中には11人家族や9人家族もあるが、但し寧ろこれは終戦後の社会不安がもたらした現象とも見られる。本来ならば大家族が予想される所であり、実際明治20年編成の戸籍を見ても現在よりは人員が多く平均は6.1人で最大頻数は7人、次は9人となっている。江戸時代の山の祭客人控にも同様な傾向が見られる。

家族数	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
人	2	6	7	9	3	4	4	1		1
世帯数	2	2	6	7	9	3	4	4	1	1

現代家族人員が少なくなったのは古い時代に戸数を制限していたのに対して分家が簡単にでき、又別居の風習が生じた所謂近代化のもたらした結果であろう。今これを更にその構成内容より検討すると次の如くである。

夫婦と其の子供

(内訳) 夫婦と子供11, 夫婦のみ1, 婦のみ1, 夫と其の子供2,

親と其の子供夫婦

母親と息子夫婦及び其の子供5, 両親と娘と其の子供2, 母と息子と其の子供1, 父と婦と其の子供1,

母と其の子供及び娘夫婦と其の子供1,

祖父母と両親と夫婦

祖父母と両親及び其の子供並びに息子夫婦1

同居形態 縁故者同居3, 両親及び親の叔父と息子夫婦1, 親族同居3, 夫婦及び子供と夫の妹1, 夫婦と其の子供及び姪1,

今これを見るに、夫婦と其の子供の頻数が親及び祖父母と同居の頻数に拮抗している。又同居生活形態が比較的多いのは最後の生活拠点としての田舎の家の性格を本島では一層もつてい

ることの現われであろう。

2. 血縁関係と其の分化 血縁協同社会の性格は蓋井島社会の中軸的性格である。島人のうち他より移住した男は島の娘との婚姻関係によるもの2人と縁故者が只1人あるのみ、又島外より娘に来て島内に居住する者も僅か3名に過ぎない。そのうち2人迄は島の男が出稼地で結婚し生活していたが、終戦前後の変革に際し島に連れ戻つたものである。以つて此の社会の閉鎖性を知ることができる。今この社会の構造を知る為に分家と嫁取婿取について見る。

a 分家 この社会の構造の骨髄をなしているものは「分家」である。従つて分家の系譜は社会構成の単位をなし、その年代を調べることにより当社会の膨脹の経過が分り、その形式を吟味することによつてこの社会の相を知ることが出来る。終戦後民法の改正で法律上の家は存在せず、従つて法律上の分家はないが、ここでは事実上の分家（世帯分け）即ち家屋、家計を別にし、名実共に独立するものを一応皆分家として、分家の進行を表示すると次の如くである。

本家名 (当主名)	分家名 (当主名)	分家の年代	摘 要
島本(栄治) 同	島本(光) 島本(兵松)	明治6年3月3日 同年5月7日	兵七長男弥助家を嗣ぎ 3男六治郎分家 2男善吉分家
大空(政一)	大空(森三郎)	明治6年	姉婿養子をして家を嗣ぎ弟岩吉分家
中村(清和)	中村(伝作)	明治7年	次男文蔵分家
榑(行長)	榑(吉春)	明治14年	次男坂蔵分家
周防(亨)	向橋(豊)	明治36年	養嗣子に家を嗣がせ実子分家
林(昭二)	林(繁光)	明治38年	弟幸吉家を嗣ぎ長男富藤分家
松本(清治)	松本(延行)	大正初年	次男岩助(当時の戸主に対しては義父)分家
周防(亨)	周防浅五郎	昭和5年	弟分家
弘中 弘	木谷 松子	昭和6年	長女に婿養子をして分家
上野(三頼)	上野(テズ子)	昭和7年	弟清吉分家
同	上野 綾子	昭和12年	娘
藤永 峯三郎	藤永 政記	昭和13年	次男分家
西 慈 郎	西 昇	昭和19年	次男分家
松本 清治	松本 長雄	昭和127年	4男分家
村上 長松	村上 保	終戦直後	4男分家終戦后飯郷
	山田 繁一 今西 役治 中島 タツノ	昭和9年	島本家と婚姻関係 上野家(三頼)と婚姻関係 西(慈郎)と婚姻関係

さて分家の際、財産分譲の在り方が時代によつて著しい相異を示している。その場合分譲財産の高は分家の事情に規定されると考えられ勝であるが、実際に於いては必ずしもそうではない。養子に家を与え実子を分家さす場合でも本家に重きを置く習は家観念の優位の然らしめるところであろう。

一般に時代が遡る程分譲財産が多くなつている。このことは生業との関係に重要な因子があると考えられる。田畑が唯一の糊口の資である時代にはこれを与えずに分家させることは無意味であつたであろうし、従つて分家を出来るだけ抑え、戸数を制限したのであることが考えられ、延いては過剰人口の処置に苦労したものとと思われる。分家に際しての財産分譲に於いて、

今一つ目立つことは山はあまり分けていないということである。これは此の社会の分家の本家に対する依存関係の密度を示すものである。思うに田畑には耕作者が定まるが山はそれ程管理する必要がないので、所有権を譲ることをしない儘、分家にもその利用を自由にさせているわけである。例えば分家の者が本家の山の境界を知悉しているし、単に薪炭のみならず建築材をも必要に応じて気易く貰える。そういう状況であるから山は敢えて分譲しなかつたと解釈してよいであろう。そこで山の所有程度は旧家を定める上からも又本家と分家の関係を知る上からも手懸りとなるのである。

さて次に分家の年代の記録はないが明かに本家分家の関係にあることが推定されるものを挙げると、次の四系統が浮び出てくる。

- (1) 上野, 松本, 大空, 島本 (栄)
- (2) 有田, 林 (昭) 椎野
- (3) 山根, 酒井, 弘中
- (4) 中村 (清) 榊 (行) 下田

これらについて各系統内の関係を見るに、先ず屋号でそれを知ることの出来るものが可成ある。例へば(2)の系統の林を有田の隠居と呼び椎野を新屋(あたらし屋)と呼んでいるのがそれであり、同じくこれに類するものに(1)の系統の上野と松本がある。即ち上野を古屋(ふるや)と呼び松本を新屋(しんや)と呼んでいる。この口伝は当事者の家のみならず社会もこれを疑うことなく信じている。

次に本家分家の関係を知ることの出来る手懸りに祖先に対する祭祀がある。今例を(1)系列にとると、大空は松本の分家であると見られるが、先祖の位牌は大空にある。分家と見られる家に位牌のある例は第2系列の有田と林にも見られる。この場合は林は隠居と呼ばれながら位牌は保持しているが、これは分家者が尊属だから祖先の祭祀は掌握し続けたものと思われる。更に共同の祖先の墓を持ち共同でその祭りをする例は、ここでは屢々見られることである。松本、上野、大空3家の「先祖さん」が西の川の上の畑の中にあり、正月、盆には3家揃って祭るのを例としているが、これにより此の3家は共通の祖先を持つ関係であることが分るのであり、系統を探る上に有力な手懸りとなる。大空と島本にも斯る共通の祖先があることから同様に両家は「分れ」と見られる。以上で松本、大空、島本の順に分れたことが考えられる。而も上野は新屋に対する古屋として最も古いことが窺われるわけである。尤も松本家は代々庄屋を勤めていたし、且つ松本新左衛門の名は有田家に伝わる椎木九郎左衛門と共に往時有力な存在であつたらしい。正月に松本家の流れのものは松の木を、椎木家の流れのものは椎を、それぞれ門に立ててきたという事情には2系のグループの存在が反映しているように思われる。然しながら、(1)の系統では松本家が上野家より古いと断定することは危険である。(7項参照)上野家が松本家よりも古いことを証する理由がまだ屋号の外にあるのである。

次に(2)系列については已に或る程度触れたが有田家は「塀の内」と呼ばれた家で恐らく塀のある家は他にはなかつたであろうし、その点からいつでも椎木九郎左衛門を先祖にもつと称する家にふさわしい。

(3)系列の山根と酒井は両家に分かれの口伝があり、両家共通の先祖の墓を持つている。弘中も又その分れであるといひ伝えられている。

最後に(4)系列中村(清)榊(行)下田3家に共に分れの口伝がありその上、山林、田畑が3家相接し然もその面積も略等しく(例えば笈石附近)そこには分割の跡が見られる。その

点(3)系列の弘中を山根に結んだのも所有地が相接し而も面積も等しいことを併せ考えたからであつた。(小字, 貴船, 露滝, トーロン)

以上に於いて本家, 分家の系統は前掲の表の本家相互間に4つの系列関係がここに明かにされた結果縮約され9つとなつたわけである。更に又上野と倉本との共通の地蔵さん又西(滋)と下田, 酒井と藤永のそれぞれの共通に祭る土地神のあることを考慮に入れると, 更に縮約される可能性があるが, 9系統としてもおそらくは慶長より昔に遡るであらう。因に慶長15年完了の防長検地帳には「屋敷十五ヶ所」とある。以つて蓋井社会の古さとその構造を知ることが出来る。

尙分家系統の詮索上家の古さを尋ねる上に決定的基準となるものに山の祭りの当元の位地がある。蓋井島に於ける山の祭の起源は極めて古く, 後代になつて記録をとるようになつた時期でも寛政8年迄遡ることが出来る。而も7年目毎に行われる祭の記録には, 内容が巨細漏さず丹念に記録されているが, このことは又これを受け継ぐ者がこれを大切にし, 祖先の行跡を玉条として守つた証拠である。而うして当元の位地は代々この祭祀の中心的役割を持つていものである。斯る信仰上の地位は一時的に勢威を張つた者等が簡単に剝奪し得るものではないのである。山の祭の当元の家柄である藤永家(一の山) 上野家(二の山) 中村家(三の山) 周防家(四の山)の諸家は蓋井社会に於ける旧家と見なされるのである。而も一の山二の山三の山の当元3軒が並んで位置していたことを思い合せると, 此等の家は此の島の開拓者であるように思われる。(5項参照)

思うに蓋井島は極少数の根人が素朴な信仰を懐いて開拓を始め, 其の子孫はひたすらこれを伝承し続け, これを精神的糧として長年月形成して来た典型的血縁協同社会である。勿論本家分家関係のみならず永い年代に亘る婚姻関係は愈々その血縁紐帯を強靱なるものにして来たことは申す迄もない。但しその問題に移る前に本家, 分家図式をまとめておく。

この図式には3つの形式がある。先ず普通行われるように特定の子供を分家さす場合, 第二には隠居が分家する場合, 第三は分散の形式である。例を明治以後のものにとつて見ると第一形式にも姉に婿養子をして家を継がせ, 息子を分家さす場合, 又養嗣子に家を継がせ, 実子を分家さす場合, 又弟が家を継ぎ兄が分家する場合等がある。然しこれ等の場合と雖本家に主な財産を残していることは「家」の観念が支配的であるからであらう。

次に隠居が分家する場合であるが, これは当主が息子があるに拘らず後妻を娶り, これ等妻子を連れて分家する時起る形である。此の場合祖先の位牌を持つてゆくこともあり, 又家の格式を分家の方が持つこともある。例えば山根は酒井に対して本家と目されているが(共通の先祖の墓も山根の屋敷内にある)正月には山根家が先に酒井家に年始に行くのを慣例としていたとのことである。(山根家口伝)尙隠居分家の場合は相等の財産を持つていつた様である。

第三の分散形式であるが島本兵七氏が3子に財を分けているが, 同じ年に2子を分家さしている。この場合はまだ財産に若干の差が見られるが, 中村, 榊, 下田3家の場合には財産に甲乙がない。勿論永い年月の間に変化も考えられぬでもないが, 山や田畑に於いて小字番地のものが3等分されておることは動かされない事実である。尙3家の間に格式秩序様のものは見られない。

前に述べた様に山に対しては, 本島では特殊な扱いをして, その所有高が古い家であるか, 又は本家であるかの判断の手がかりとなるのである。恐らく山は始め入会であつたに違ひなく之を次々に分けたものではないかと思われる。その終期は恐らく明治初期に於ける地租改正の時期ではなかつたらうかと思つて見ているが, 口伝はなく, 記録も明らかにしていない。然し現在で

も共有のものが幾筆が残っている。

b, 嫁娶婿取 本家分家の系譜で系統付けられる蓋井島の社会は更に血縁関係を繰り返し結ぶことによつてその紐帯を愈々強靱なるものにした。明治20年作製の戸籍簿より現代に至るまでのものを調査しこれを表示すると、次の図の如くである。

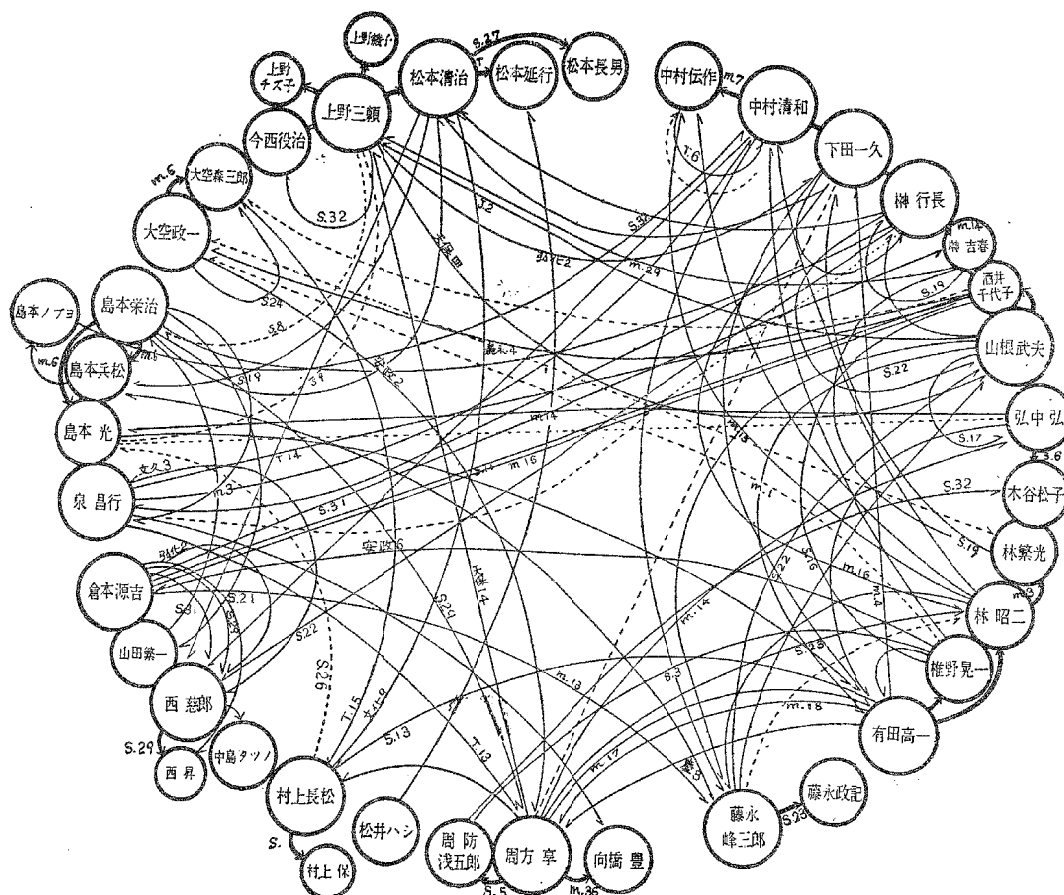


Fig. 4. Lieneage showing their relationship referred to the census register after 1887.

Arrow marks indicate the relation between the families.

→ Taking a wife.

-----> Taking a husband for heiress.

➡ Setting a branch family.

Figures indicate years.

Simplified characters of eras. M, Meji ; T, Taishyo ; S, Shyowa.

これによつて見ると、殆んどの家が相互に嫁娶婿取をしている。而もこの記載資料は徳川末期からのものに過ぎないことを考えると、この社会の血縁関係が如何に濃厚であるかを知ることが出来る。

ただ斯る血族結婚の重複が医学的、遺伝学的に何等かの影響を現わしはしないかと考えられるが現在それらしい現象は見られない。而もこの社会に於いては血族結婚の弊害を意識的にか無意識的にか最少限に止めようとする努力が払はれているかのように見える節がある。即ちこれだけの通婚関係の中に3親等結婚は只1例4親等が3例あるに過ぎず、5親等6親等と雖極めて稀である。

その上出稼者が他郷の人と結婚し、その子供が逆に島に縁を結ぶことも屢々である。

更に、今一つこの島には流人の問題がある。尤も流人と交渉があつたか否かは不明であるが少くともこの島では、流人を罪人扱いしていないことは事実である。山の祭の客人控帳に毎度流人の名前が見られ、弘化元年の三の山の記録帳の表紙には、料理手流人勝二郎と書いてあるを見れば、時にはその力量を買われたことも窺われる。一口に流人といつても色々あり、中には、豊浦郡浮石の義民の如く、後世頌徳碑を建て顕彰された者もあり、又単なる勢力争いの為のものも居たことであるし、一律にはいえないわけである。流人は刑期が終れば故郷へ戻つたものであろうが、刑期中に島で生涯を終つた者もあつたであらう。正覚寺の過去帳に武士の戒名が見付かるのがそれであらう。又墓田（はかん田）には五輪石墓が見られる。これらの墓は島人の墓地とは関係の無い箇所、その上五輪の形式からすれば時代は相等下つているにも拘らず、島人のこれ等に対する崇拝の念は寸豪も残つていない。当時は土葬であつたこと、及び墓石の形の種類及び石質の種類が多いこと等考え併せると、流人の遺族が死後渡島して墓を建て厚く弔つたものではあるまいか。島の娘が武士の妻となつて出ていつた例もあるから想像はなり立つが、それ等の確証は見当らない。

何れにしてもこの血縁社会が現在順調に成長していることは、この島の村が健康な家系によつて構成されてきたことを、何よりも有力に語つていっているわけである。

○ 交際、協力 斯様な血縁協同社会での交際は如何様に行われているかは興味あることである。勿論より近親の間の交渉が頻繁であらうことは人情の自然であるが、島の社会ではそこに独特の方法があみ出されている。以前は葬式当日は島人全部が参加したとのことであるが、それは配給米制度の為廃され現在は各戸亭主と主婦の2人宛参加ということになつた。年忌の法事へも1人は必ず参加しその折はお寺の鐘を撞いて村中に時を知らせる。婚礼に際しても1戸1人は招待する。斯様なわけであるからして貧困者が出た場合、誰彼となく援け合う風習が出来上つておる。そこには強固な協同体意識が支配し、人々の行動を規定している。共同体社会とは雖収入に相等の開きがあり、例へば地方課税金の平均は1894円であるのに対して標準偏差は1493円であるのを見ても、その辺の事情が窺われるが、他の社会に於ける程、所謂社会問題が生じないのは斯る社会的性格のためである。

只一つ問題がある。それは協議離婚や養子縁組解消の場合であつて、斯様な狭い社会であるだけ深刻な問題があると思はれる。上記の調査の中にも16件ありこれは成立106例に対して15%にあつている。

尚現行隣保班制は4班に分れ、地域的に構成されている。その構成は次の通り

- 1組、上野、山田、今西、西、松本、中村、松本(延)、山根〔村岡、上野(ア)燈台関係〕
- 2組、榎、榎、下田、島本、弘中、木谷、向橋、西、林〔松本(長)、中島、学校関係〕
- 3組、周防、有田、林、中村、島本、島本(栄)、椎野
- 4組、藤永、藤永、大空、大空、泉、村上、酒井、倉本

〔 〕内は非組合員を示す。此の組織は漁業協同組合を中心とし、その組頭が自動的に隣保班長となるのであり而も非組合員をも糾合することになつている。

因に山の神祭の4つの組織は現今では日常の生活面に於いては何らの機能を示していない。

今一つ、社会の構造としての階層別の問題がある。この社会には階層が判然と現はれていない。これを生業別に検討して見ると、農業経営に於いては耕作地種別としての小作地なるものが皆無である。但し畑さえも作つていない家は殆んど無いのであるから、實質的には耕地の貸借はある筈であるが、形式的手続きを省いているのみならず、内容的にも本家が分家に或は親

が娘の婚嫁先に無償貸与しているわけである。

山に就いては前述した通り、所有高には差等があるが、自給乃至は利用の面に於いては本家も分家も大した差はない。薪炭は勿論建築材まで貰っているからである。その所有権がものをいうのは毛上一斉売却の場合だけである。

斯様な依存関係であるから本家の多忙を分家が手伝うことは考えられるが、それも分家の自由意志によることであつて別に義務はない。斯様に農地、山林方面に於ける所有差の示す階層は本家、分家血縁関係の中に包摂されている。

次に漁業に於ける在り方を見るに、この方は一本釣漁業等は別として定置漁業に於いては、経営者と従業員に一応分化している。然し更に立ち入つてこれを見ると、経営者は自分の子供や分家或は近親の子弟を従業員に雇っているのであつて、ここでも本家、分家の図式又はそれに近い関係が発見されるのである。

蓋しこの社会では全体社会の共同性の面が強い。そこで本家分家関係は拡大すると全村の関係となる。従つてその組織体としての漁業協同組合が発展強化すると共同体社会の中核として、極めて有能な存在となつて立ちあらわれてくる。

五 生業の発達と集落の形成

蓋井島聚落の形成と生業の関係を考察するには、時代別によるを便と思うので、その手懸りとして戸数及び人口の増加の推移を文献によつて見るに次表の如くである。

蓋井島における戸数及び人口の推移

年 代	戸 数	人 口	資 料 又 は 調 査 法
慶長十五年	15		防長検地帳に拠る
寛政八年	19以下		此の年の祭の記録による。(以下)としたのは三ノ山不詳なるも推定
元文四年	19	121 {男 61 女 60}	地下上申書に拠る
安政五年	18	*124 {男 64 女 58}	村浦明細書に拠る
明治元年	19		此の年の祭の記録による。三ノ山は前後を通じて5と推定した
明治七年	19		同 上
明治十四年	29	167 {男 84 女 83}	山口県地誌原稿による
明治二十五年	24		山の祭の記録による
明治三十七年	25		同 上
大正十一年	28		
昭和三年	29		
昭和八年	32 寄留 7	248 {男 102 女 146}	政治統計に拠る
昭和三十一年	48	237 {男 118 女 119}	同 上

* 原文の通り

I 初期に於ける事情

初期の集落を形成した島民の生業が、農耕を主体としたものであることは上述した所からも

明かであろう。

農耕の対象となつた主要な作物は、米と麦であつたろうと思われる。麦が少くとも米に劣らぬ重要な作物であると見られるのは、山の神の祭事に、神の依代となる幣を立てる「腰掛俵」が麦の俵であることから推定出来る。『筏石』や『田の口』、『田町』の谷地といえども緩傾斜の台地である。湧水のある場所、小流の水をひく便のある耕地は少く、小溜池を作り水を用いた事情から考えると、初期には陸耕作としての麦作が特に重要な意味をもつていたのでないかと思われる。主食を補うものとして、山芋、里芋の類が主要な意味をもつていたことも推定出来る。山の神の祭礼に当つて記録の示す百数十年の間一度も欠かさずに晴れの食膳に登場するものは山芋と里芋である。甘藷が登場する前に於いては山芋、里芋のもつ意味は大きかつたと思われる。本格的な漁撈への進出はなかつたと思われるが、磯ものの採集は行われたであろうし、貝類が食用されたことはいうまでもなからう。山の神の祭事に榮螺の殻に生えびをいれて供える行事が一貫して行われていることは、採貝が重要な意味をもつていたことを語っている。集落の基盤層の中に貝塚の見られる所があるのも、その間の事情を語っているわけであるが、現在発見されている貝塚の年代は土師、須恵時代よりも下降するようである。

西の泉地に近い、農家として整つた構造をそなえた住居群中に、一の山、二の山、三の山の当元家が、泉地から船つき場に至る最も主要な道路沿いに斜面に沿い、順次に並列して位置していたことは集落形成の初頭に於ける状況をほうふつとさせるものがあるのではなからうか。然して四の山当元家は、三の山の当元家の向側に位置している。家号を「向」とよぶのも偶然のことではあるまい。

孤絶した離島であるだけに、食料のみでなく日常生活のあらゆる面に於ける自給生活は、中近世を通じても変らぬ姿であつたであろう。

地機は弥生期に行われていたことが明かにされているが、この島では、明治初期にまで存在し、婦人たちは緋を織つていたといわれる。島には椿の老樹が多く、婦人たちは椿の実から油を搾つて、髪を養つてきたものであろう。

Ⅱ 中近世に於ける生業と集落

この時代は農業を中心とした自給自足の生活が島の限界に達し、一応飽和状態を呈した時代であり、所謂口伝の「蓋井は19軒より家を増さない」時代である。今この間の農業経済状態のうち田畑の反別と課税状況を見ると次の通り

慶長五年 一、田高拾八石四斗 内田方壺町五段三畝 畠方壺町三段五畝 物成拾貳石九斗
(長門国兼重蔵田検地帳に拠る)

慶長拾五年 一、田数壺町五段三畝 米貳拾壺石貳斗八升 畠壺町五段 米参石貳升 屋敷
拾五ヶ所三段 米貳石七斗併貳拾七石 (三井蔵田検地帳に拠る)

元文四年 一、惣高四拾石八升三合 内参拾貳石七斗貳升貳合 田方、七石参斗六升壺合
六勺 畠方 (地下上申に拠る)

安政五年 畝数壺町三反七畝 一、田高参拾貳石七斗貳升貳合 徳米七石六斗八升九合七
勺 定免貳つ成三分五朱 一、畠高七石六升九合 上納高八拾七貫七分四厘五毛 合田畠
高参拾九石七斗九升壺合 (村浦明細書に拠る)

これにより先ず耕地に就いて見るに、慶長5年及び15年は田の面積は同積、畠に於いては1反5畝の増加が見られる。安政5年の13反7畝は田のみの面積と思はれ、これは慶長年間に比べ1反6畝の減となつている。一般には生活が楽になるとき耕地が減る場合があるが、この

時代にそれは考えられないから所謂「隠田」があつたであろう。明治になつて数字では急に増しているが実際には長年月の間に少しづつ開墾はされていたと思える。然しながら仮令些少の隠田があつたにしても貢課の高に比べれば問題にならない。

貢課は慶長より時代がくだるに従い増大している。安政5年に徳米76斗897を挙げその率を「式つ成三分五朱（2割3分5厘）としている。その率も勿論問題であるが、他方収穫推定量も反に付約6俵である。この量は現在の技術と肥料や病害虫駆除薬を以てしてもこれを確保することは容易でない。而も封建諸侯はこの他何等かの名目を設けて徴収している。村浦明細書（安政五年三月の奥書あり）にも一、小麦壹升六合四勺…五朱小麦

- 一、米六升五合五勺……鷹夫米
- 一、米壹斗六升七合式勺…新中間給米
- 一、米壹石式斗三升三合七勺…御馳走米
- 一、銀五拾五貫六匁四厘…右小物成代銀

を徴している。其の他海士運上銀六拾八貫八匁壹厘 徳利酒屋運上銀三拾目等の徴収も忘れてはいない。以上の如き、搾取の後の余りは平年作であつても恐らくは麦と雑穀位のものであろう。農民は米を作りながら米を食べることは出来ないで、麦に葉葉や藷を入れた雑炊をすすつて生命をつないでいたとしか考えられない。斯様な状態では分家をする余裕は無い訳で、人口増加も不可能な条件下であつた。

当時の農業経営では、米麦の他に粟、それに新来の甘藷等もあつたが、耕地面積に制限を受けるのでそれ以外の何等かの収人の道が講ぜられた。畜産、山の産物及び漁撈がこれである。

畜産に就いては旧くからあり、地下上申にも牛式拾匹とあり、これは主として農耕に使われたもので馬はいなかつた。尙畜産が早く始まつたことは現在の牧以前に乞月山の麓に牧口の地名が残つているのでも分る。

次には山である。山には椿が多くこれは切らないで残したものである。大正2年の調に、椿の実40石代価440円とあるからそれから推して見る事が出来る。然しながら山が問題になり始めたのは薪炭の生産と販売であろう。そこで薪を貨幣に替える為には当然運搬船を必要とするので、何軒かが語らい船を建造したものである。山の祭記録白「一の山」天保9年の条に「十一月二日木を切廿日売行廿五日もとる」又嘉永3年のものにも「買物船十一月五日行く其船十三日ぶりもどる」と見え、いづれも往復に相等の日数を要したことが分る。此等の船は真帆であるからして売りに行くには（売買地は馬関）追手の北西風を待ち帰りは東南風をうけるより外、方法がなかつたのであるから、往復に日数がかかりそれが祭の準備の都合上大きい問題であつたことがうかがわれるのである。この船が島と馬関を繋ぐ交通機関でもあつたらしい。因に村の古老藤永峯三郎氏は往時を回想して「薪運搬船を「いさば」といい4組4艘あつたが大正の初頃迄あつた。其の揚げ降ろしには島中総出でやつたものだ」と語つていた。「いさば」は馬関の地下上申伊崎の項にも見えている。

当時の薪炭は現金獲得の最大の仕事であり、男子は多くこれに従事したことが窺われる。現在は薪は島外より専門家が発動機を持つて来て作つており島の男は「いさば」船のすたれると共に他の職業に転換したのである。それは漁業であり、明治の中葉のことであつた。

以上述べた如く、生業が農業中心の時代に於いては分家にも限度があり、それは己に慶長の頃迄遡る。検地帳によると、其の頃1戸平均2段6歩の計算になるが、も早これよりの細分は不可能に属することで、分家の増加しえなくなつた最大の原因がそこにあつた。

而うしてこの時代の家の構造聚落の形態は勿論農業向きに出来て、納屋をもち、作業用の土間をつくり、牛も飼える設備があつた。第一、二地区の家々がそれである。

さて島人の経済条件の根本的打開、ひいては人口問題の解決は海であるが、漁業が本格的生産として営まれて来たのは何時頃からであつたか、漁業に関係するものと思われる記録を文献に求めると、元文4年の地下上申に「船数五艘」とある。然し或る程度まとまつて出てくるのは、安政5年編の村浦明細書である。「一、長鬘斗式拾九把巾鬘斗六拾把右御買上物定高定値段を以て代銀下され候こと。一、銀六拾八貫八匁五厘。右海上運上銀近年ハ半納銀百目右海士年賦銀拝借之分。一、御用渡海船四艘小船武艘端船式艘。一、大敷網代五ヶ所、西ノ脇、幕ノ紋、赤石、角ヶ崎、網ヶ久保。一、鯨網網代式ヶ所」

漁業という以上は漁撈のみでなく運搬する為にも、先ず船が問題であるが、4艘や5艘の船では自給自足の域を出ていない。而も村浦明細書中の船には明かに御用渡海船と但書がついている。これには次の如き事件がある。正徳4年に唐船9艘白島沖に来航、藩府を騒がせたので藩府は、寛政5年幕府の方針に沿い外国船防禦の為号烽の先端を蓋井に定め、六連伊崎扇山を経て伊崎萩会所に連結する仕組をつくつた（毛利家条）。斯る時勢の緊迫は、藩府として島への渡海船を必要としたであろう。従つてこの船は漁業とは無関係である。己に早く漁業に従事して居ればそれに対する賦課がある筈である。防長検地帳によると対岸の吉母浦や、室津浦には「浦屋敷」に税を設け「浦浮役」という漁業税を特設していたのである。本島に於いてそれらしきものを探すと鬘斗の買上げ定高定値段と海上運上銀位のものである。

「海士年賦銀拝借之分」というのは、当時の藩政府の方針と照応するもので、毛利家条寛政11年3月の条に「是月幕吏俵物糺トシテ管内ノ浦港を巡回ス…中略…俵物トハ管下各浦ニ於イテ年々漁獲スル所ノ干鮑、海鼠ヲ長崎ニ輸送シテ幕府清国ト貿易を為スノ資ニ供スルモノヲ謂ナリ…中略…管下赤間関ニ於イテモ亦タ小倉屋藤右衛門ヲシテ之ニ当テ幕府扶持米ヲ給シ常ニ赤間関ニ居ラシム延宝三年ヨリ始マル」とあり、故にこそ資金迄貸し与えて奨励し、年賦金として返還させていたのである。その位であるから「運上銀近年半納」しても大して咎はなかつたものとみえる。尤もこの「海士」なるものは島人の経営ではなく、福岡県鐘崎よりの入漁であつて、島の水の明神の島居に、「文化十二年筑前鐘崎浦兵右衛門寄進」の刻文のあるのを見れば古くより操業していたことが分る。尙「海士」は実際は「海女」であつて、村の古老も五、六十年前迄は鐘崎より来ていた記憶を持つており、更に現在の島の婦人の海女作業は、其の間に習い覚えたものであるとのことである。因みにこの海女漁業は爾来島の漁獲高の首位を占め大正2年の記録に於てさえ筆頭である。漁撈の中心はやはり魚獲にあるがそれについての記録が見えない。村浦明細書中にも網代の数は挙げてあるが、これに対する賦課はない。一方他の浦にはそれぞれ賦課があり、特に対岸の永田浦の記事を見ると「大敷網三川西ノ脇深カ井、幕ノ紋右三箇所蓋井島廻リニ有之安岡浦ヨリ室津浦迄六ヶ浦之網代トシテ運上銀壱川ニ付銀式枚宛相納来候」とあり、その辺の事情が明かである。斯る状況であるが故に蓋井島の随波堤(旧)さえも対岸の浦々の労作によつたものである訳である（6項参照）

蓋井島が漁業に乗り出したのは、明治中葉で、而も本格的ということになると昭和に入つてからのことになる。

III, 最近代に於ける生業と集落

明治に入つてからこの僻島にも大きい変化が現われ始めた。先ず盛んな分家現象が現われている。明治6年に3件、7年に1件、14年に1件、36年に1件と堰を切つた如くである。

これには先ず封建時代の重課が、維新後金納制に変わり、而も比較にならぬ程軽減されたことが、島民の生活に余裕を与えたものであろうか。今明治以後の耕地、税、及び産物を山口県地誌に拠つてあげると次の如くである。（山口県地誌は18年政府に提出されているが調査は14年であつた）。

田22反2畝2歩、畑17反2畝16歩、宅地2反4畝24歩、山村原野25町22歩、総計29町2反4歩 地価901円18銭1厘。それに対する税金額は 国税20円83銭4厘地方税25円79銭2厘、総計金46円62銭6厘

今、この税金を米に換算すると5石1斗8升となる（換算基準は1升を9銭としたがこれは、明治13年山の祭の万買物帳の値段よりとつたもの）今これを安政5年の貢課と比較すると隔世の感がある。今仮りに29戸で負担の計算で見ると、1戸に就いて銭ならば1円59銭3厘、米にして1斗7升8合6勺で済むことになる。維新の変革がこの離島に及び、村に活気を与えたであろう事情が看取出来る。

次に明治20年の調べによると、田77反4畝24歩、畑9町9畝、宅地9反1畝17歩、その他池沼3歩、山林25町7反17歩、原野2畝7歩、雑地5畝26歩、社地1反7歩、溜池2反7歩、畦畔1反8畝4歩、石垣数24歩となつている。田畑の開墾が飛躍的に進んでいる。単位耕地に対する貢課が江戸時代から明治になつて著しく軽減された為、開墾の熱意を生じたことも一因であろう。

大正2年、田77反4畝25歩、畑9町9畝27歩、山林40町3反29歩、原野2畝7歩、牧場14町8反4畝、雑地6畝26歩。生産高米200俵余、麦405俵、甘藷9250斤余、粟11石余、大豆15石余、その他薪、毎年の輸出高12万把、1560円、木炭1200俵(6メ)4800円、椿実40石440円、竹500束260円、つわ350円、畜産小牛12・3頭、計300円内外、その他海産物としては、鮑、サザエ1300円、ふのり150円、鰯950円、鰯460円、鰯210円、雑魚200円、天草27円、わかめ 其の他藻類100円余

昭和31年末、田75反6畝16歩、畑86反2畝22歩、宅地45筆3240坪、山林22町4反6畝5歩、原野4畝7歩、雑種地6畝26歩、牧場14町歩、外に軍用地より大蔵省所管に移つたもの山3反2畝24歩、宅地119坪がある。（産物統計は6項参照）

職業動態を昭和31年下関市統計について見ると半農半漁46農業2となつており、その他職業別人口数としては、僧侶1、灯台2、教員6、船員2、漁業協同組合職員4、となつている。漁業協同組合の発展と活動内容は第6項に譲る。

維新の変革とそれに続く経済機構の発達はこの島にも大きく影響を及ぼした。関門北九州地帯は急に漁獲物、殊に生魚を売りさばく上の市場としての意義を大きくもちはじめた。かかる事情が農耕主体から漁撈と島人の意慾を転じせしめたといえよう。然し後背地と連がることを可能にさせたのは船の発達による。さきに見たように幕末外寇急を要する時用いたものは「小船端船」であつたのである。追手でなければ出帆されない真帆から風の方向にあまり規制されない片帆に移つたのは明治末大正始であつたと古老は語つている。このことは漁業進出の第一歩となつたのであろう。大正2年の産業統計に於いて生魚が相当の比重を持つている。然し決定的な影響を与えたものは機械船の登場であつた。今、毎朝若松港に向い生魚を運び、而も朝の市に間に合わせている。漁業協同組合が定置の自営に本腰を入れたのも斯る運搬機船が出来ているからに外ならない。

機械船は昭和2年最初個人漁船として運搬を兼ねて本島で使い初められたもので、昭和12年

頃には5,6隻に殖えてきた。現在のように普及したのは終戦後のことであり、とり分け組合の運搬船として常用され出したのは、昭和28年よりのことであつた。本年9月から角ヶ崎定置の組合自営を出発させるに当つて、今1隻下関への運搬船が計画されている。今市民税の申告金額を見るに漁協関係が5,554,633円、その他の漁業所得が230万円で、これは所得の主要素が漁業に移つたことを証明するものであるが、今一つ注目に値することは各人の申告高と各人の固定資産との相関が薄いということである。このことは農耕が食糧確保としての兼業の地位をとり、生業の主軸が漁業に移つたことを物語るものであると共に、今一つ、個人の才能が祖先伝来の不動産による収益に優越していることを示すものであり、そのことは延いては分家形式の変化をもたらす結果ともなる。

ただその場合、漁業資金は如何にして調達されているかという問題が残る。その例を一二調べて見ると、漁業協同組合より借入れる額が主で、他は親戚間の厚意的援助によるものであつた。近親の援助は当然予想されることであるが、漁協よりの借入は単なる事務的処理では出来難いことで組合員の理解と協力を得ることの出来る状態を前提とするものであることを思うとき、ここでも改めてこの社会の性格を見直すのである。

さて、最近代に於ける生業の斯る発展は当然集落としての形に現われて来る。最近代の初期に当り、即ち未だ農耕中心の時代に既述の如く急に現われ出した分家現象は、初期集落の丘陵の上を東北方に拡がつていつた。此の時代に古い集落の中から屋敷を移動した家が3家ある藤永峯三郎氏が寺の下(かど名になつている)から、椎野氏が山根の隣の屋敷より、上野三頼氏が現在の上野チズ子氏宅より現在地へ、いずれも屋敷が狭い理由で移つている。勿論附属の建物として納屋牛小屋等の農家に必要なものを揃えている。

それに対して、昭和になつてからの分家の構えは極めて簡単であつて、居屋のみのものが普通で、トタン葺の屋根も多い。分家といつても住居を別にすることが主で財産を分譲することは分家の要件にはなつていない。即ち漁業を中心とした現代の社会経済の中では究極のところは本人の腕次第ということになるのであろう。又昭和に於ける集落形成の著しい特徴の一つは海岸に降りて来たことである。これは簡易水道施設の結果水の制約より開放されたこともあるが、漁業という職業形式が然らしめたものと思う。

分譲財産も己に決定的条件でなく、家も簡単で済み、本人の腕次第ということは、今後この集落が拡大されることを約束するものであり、それは蓋井島漁協事業の発展が要員の不足を来たしつつあることと相俟つて予期可能の事柄である。

IV、人口問題並びに通婚圏及び交渉地域

1. 現在住民の性別年齢構成と史的考察、本島民の性別年齢別分布は次表の如くである。

性別年齢別表(1957年8月現在)

年齢	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
男	1	6	1	2	2	1	2	2	2	3	2	2	1	1	2		2				1
女	1	3	2	3	3	5	2	5		4	2		1	2	3	1	4	2	2	2	2

年令	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42
男		2	1		2	2	4	1	1	2	2	2	2		3	1	1	2		1	1
女	1			3	1	3		1	2	1	1	1	2	1		2		3		1	4
年令	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63
男	2	1		1			2	1			1		2	1		1	2		1	1	1
女			1		2		2			1	1	1		2	1	1	2	2		2	1

以上の表で見ると、戸数に比例して義務教育終了頃の人と50才以上の老人の数とは正常であるが働き盛りのものが少い。此れは大戦の影響もあるが、離島者の多い故で、その為組合経営の定置漁業所要の人数に不足をきたし、組合各戸より1人以上出す様勧奨せざるを得ない状態にある。

年令	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73
男	2		1							
女							1	1		1

一方封建時代を通じて戸数人口共に殆んど殖えていないが、この間人口調節は如何にして成り立っていたかは取りあげるに価すると思う。これに就いては二つの要素が伏在している。即ち一つは自然的因子で、他は出稼及び他郷への通婚による等の動きである。先ず前者に就いて蓋井島正覚寺の過去帳を見る。

(この過去帳は元禄4年より初まつているが、次ぎ次ぎに書き足したものに更に29代木谷法順氏が全体に註を入れている)

過去帳に於いて、老人の死は正常であるが、信士信女で現わされた大人の死に対して、童子童女の数が大であれば異常と見てよい。但しこの過去帳には古い時代には少年少女の死が綿密に書き込まれてない。蓋しこの帳は初期の時代のものを後代になつて相当長い年月の分を何等かの資料によつて、一度に書き上げた形跡があるからして、その際省略而至は脱漏したものであろうか。尙この島には水子が非常に多い。年によつて孩児と記されてあるが、明治以後のみで30例もある。その少年少女の死亡数に対する比は 30 : 110であつて他の社会に比べて多い。然しこれも旧藩時代には2例書いてあるのみである。古い時代には子供の死が粗略に扱われている傾向が感ぜられる。

次に死亡の全体の流れの中に特異現象、即ち特定の年に多数の死亡者が記録されているのが目立つ。而もその死亡月日が近接していることにより伝染性疾病の流行と判断され得る。今その該当年を挙げると次の如くである。

正徳4年(1714)、文化9年(1810)、文政10年(1827)、弘化元年(1844)、文久2年(1862)、明治14年同25年、大正10年

このうち文化9年及び文政10年の流行病には殆んど幼き生命のみ斃れている所を見ると、疫癘様のものの流行を想わしめるものがあつてたましい。又弘化元年の例を挙げると、2月20日男、3月16日童子童女、24日童子、25日童子2人、26日童子、29日童子及男、4月2日童子、4日女、14日童子、16日童女、5月2日男、7月29日男、8月4日女及び少年、12月4日男とあり、この中3月16日の童子と童女とは兄妹であり、8月4日の2人も伯母と甥である。なお8月1日正覚寺和尚澄海氏も死んでいることは、一層その間の事情を物語るものがある。なお同3年5月と6月に3人の幼年幼女が引続き死んでおり、大人も5人死亡

しているのを見ると、弘化2年にも相当死亡者があつたと思われるが、欠文である。和尚死亡後在寺者の無かつた為か。

最近代になつての流行は、明治25年のそれで、子供10人女3人男1人が死んでいる。この内大空家では6月7日に長女と次女を失い、翌8日又次男が亡くなつている。その他6月10日に童子27日に又2人の童子。倉本家にも29日童子を失い、7月30日祖母が後を追つている。11月12日にも大人2人童女1人亡くなつている。医療施設何一つない離島で病魔の横行におびえる島の状態は誠に悲惨である。

蓋井島の社会が人為的に増加を抑制したことも事実である「十九軒以上には増さない」といつたことは必然的に出稼を促がした。多くの次男三男は出稼をよぎなくされ、故郷はたましいのいこいの場所に過ぎなかつた。過去帳にこれを見るに出稼地で死んだ霊を島に招来したもの、島に販つて臨終を迎えた者、甚だしい例は嫁や養子が婚嫁先で死亡した後、その仏を島に連れ販つた例さえ見られる。

2. 通婚圏交渉地域 戸籍簿によつて通婚圏を調査して見ると、明治時代は馬関に限定され、大正、昭和となるにしたがつて、北九州一帯から広島辺迄拡がつていることが分る。過去帳に出郷者の仏が正覚寺に迎えられた記録を見ても、その内永田2人、門司及び行橋各1名宛あるのみで、他の19例は皆馬関関係である。これによつて見れば通婚圏や交渉地域は近世迄は主として馬関で、それ以外の土地の者との交渉も寧ろ下関に於いて結ばれたものが多いと思われる。

近世の交渉地域を知る上に今一つ山の祭の記録特に客人控がよい資料となる。二の山の客人控には参加者を類別して氏子、氏子旅人、氏子旅人の家内及び旅人としている。このなかで氏子旅人がここで問題となる出稼者又は縁付者であつて、その家内というのは他郷で結婚した連れ合いである。旅人は血縁関係のない者で何等かの交渉があつて参加した者である。此の類別によつてこれを思うに旅人に属する人に吉母永田の人が多く筑前は海女漁関係のものと思われ、島戸神玉等は入漁者であろう。流人は勿論地縁で旅人に属する。今馬関関係の参加者を見るに外来全参加者の36%を占め、而もその大部分は氏子旅人及びその家内に属する如くである。その馬関の中でも入江、椿谷、岬、田中、新地等はとり分け多い。その活躍の方面も広範でそれらの子孫で現在成功している人もある。

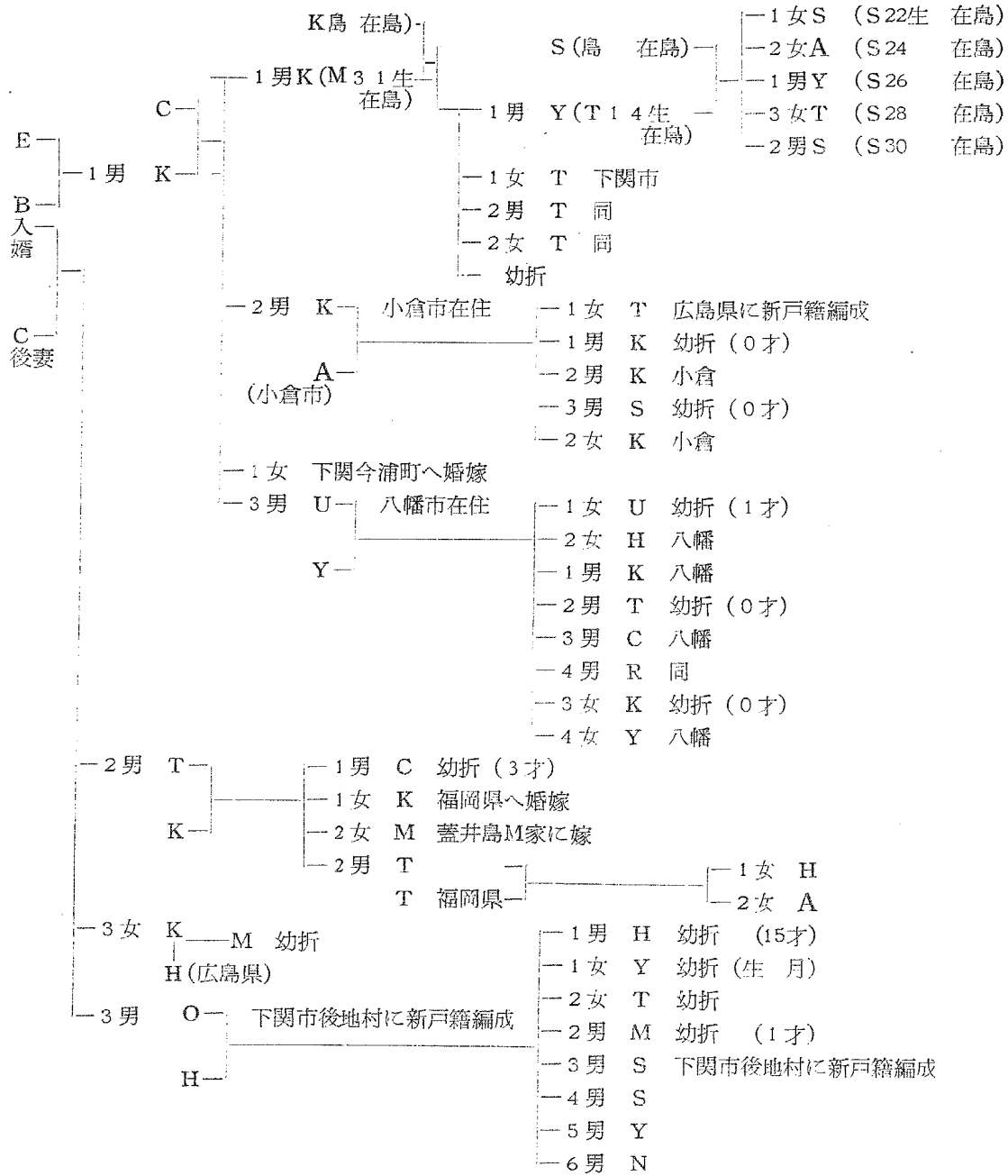
現在の出稼状況は次の通り（但し島で出生した者のみを対象とする）

地区	下関	彦島	長府	吉見	永田	安岡	白島(漁場)	戸畑	若松	小倉	熊本	八幡	宗像	鹿兒島	宇品	和歌山	計
男	5		1	2	1		3	2	1	3		1			1	1	21
女	20	4		3	1	1	1	1		1	1		1	1			35

なおこの他に自衛隊入隊者が2名ある。

島での旧家A家の系譜を挙げてこの項を終る。

A 家の系譜



備考 生年月日の符号 M—明治 T—大正 S—昭和

六 蓋井島漁業協同組合

I 其の沿革

蓋井島は漁業に関しては、臨海部落でありながら、徳川時代の所謂浦方部落(漁業部落)ではなく地方部落に属するもので、従つて島民は農業を主業として生計をたてていたのである。この島周辺の海面は、鯛等の所謂底魚をはじめ、フノリ、テングサ等の海藻類、アワビ、サザエ等の貝類、タコ、ウニ、ナマコ等の定着性水産動物から、イワシ、アジ、サバ、ブリ等の回遊性魚類等に恵まれた好漁場であるが、もともとの島周辺の漁場の開発は、昔から浦方部落

として漁業を主業とし、活躍していた対岸（山口県側）の安岡大浦、安岡協浦、吉見浦、永田浦、吉母浦、室津浦の所謂六ヶ浦漁民達の手によつて専らなされたものである。従つてこの島に漁民団体が成立したのは、明治35年旧漁業法が施行され、それに基づいて、はじめて漁業組合が設置された頃であるといえる。その当時全戸が組合に加入しておつた訳ではなく、その組合員数については、正確な記録は残っていないが約18名であつたといわれる。従つてそれより先、明治19年に農商務省令を以つて漁業組合準則が制定され、それに基づいて日本全国の各地に強制的に漁業組合が設置せられた当時、この島ではそのことに及ばなかつたのは勿論である。その頃島民は勿論漁撈はしていたが、但しそれによつて彼等の生計をたてたものではなく、漁獲物は単に自家消費に当て、副食とするに過ぎなかつた。又その漁撈の範囲も部落前面の狭い湾内に限定されたものであつた。島の古老の話によると、明治20年前後には島周辺の漁場は殆んど前記対岸の漁業部落の勢力範囲であつて、島の人達が前面の狭い湾外に少しでも、はみ出て漁撈することも、彼等は絶対に許そうとしなかつたとのことである。尤もその当時、島部落の総戸数29戸、これに対して在島の舟数は、対岸渡航用、物資運搬用も含めて手槽ぎ舟11隻に過ぎなかつたことから推しても、この島自体の漁撈の状態を知ることが出来る。然もその11隻中4隻は木売舟と称し、所謂団平船で真帆を使い追風を利用して、関門方面に主として薪を積載して、運搬販売し、帰路には部落の生活必需品を購入するに当てられた。殊に共有林から伐り出された薪代は、部落の祭事の費用に供され、これ等木売舟の舟出は部落民が総出で、手伝う習慣であつた。現在も蓋井漁業協同組合の支出費目の中に、年々祭事費として約5万円が記入されているが、これはその当時の薪代を部落共同の祭費とした伝統を継ぐものである。さて対岸の臨海諸部落の漁民が漁場開拓者として、圧倒的優位性を保持していたことは前述したが、この事実はこの島の船溜りの為の波止場の建設の由来にも明らかに示され、その証拠が現在歴然と残つてそれを物語っている。波止場の一角には3基の築堤記念碑が見られるが、これは現在の築堤の地元寄りの端に建てられており、その中、真中のものは、文政5年6月の建立、右端の比較的大きい方は弘化3年8月の建立であり、左端のものは一番新しく、明治33年建立のものである。

この文政、弘化の徳川時代に建てられた2記念碑は、両方共対岸六ヶ浦の庄屋達を世話人として、この波戸建設乃至は修築を行つたことを刻んでおり、明治33年建立の碑に至つて、はじめて本島部落の惣代、組頭等が世話役としてこの防波堤を改築したことを誌している。然し築堤の材料や人夫等は、主としてこの島から出され、その為この島の庄屋、畔頭、年寄等も副世話役として、夫々名を刻まれており、従つてその協力によつてこの波止場が建設されたのは勿論だが、正式の世話役はあくまで六ヶ浦の代表者達であつた事実は、対岸諸部落がこの建設の主体であつたことを明かに示している。降つて明治33年に至つて、はじめてこの島の有力者が世話役として登場し、これを改築していることからして、その頃漸く島の人達が漁業に力強く進出して来たことが窺知されるのであつて、その後2年の明治35年に島の漁業組合が創設されている。現在の波止場は、セメントや本島産出の大きい丸石も以つて、立派に築堤、相当安全な舟溜りを形成しているが、これはその後、昭和7年に2ヶ年継続の時局巨救事業として築堤され、その後昭和29年の台風で大被害をうけたが、これも所謂災害補助金をうけて修築され、現に見る防波堤となつている。

明治35年に前記漁業組合の創設あり、ここに漁業団体の法的結成を見たのであるが、漁業が次第に本島の主産業として、部落経済の中心に位置し、農業が寧ろ兼業としての形態を取

り始めたのは、大正末から昭和のはじめにかけての、漁船動力化の一般化、従つて吾国沿岸漁業の隆盛の時期に当たっている。このことは島部落の他の役職員に対し、漁組の理事、監事の地位の比重が年次を降るにつれて増大し、遂には漁業組合長が部落の中心的存在となつた経過にも現われている。即ち明治35年から明治41年までは、漁組の理事、監事は部落の他の役職員とは全く別個の存在であつたが、明治41年からは部落の区長の下に理事、監事が存在し、それが大正2年からは区長が理事を兼務、助役が監事を兼ね、その後昭和13年には、遂に漁業組合長が部落の首位に立ち、漁組監事が区長をも兼任するに至つた。この漁業組合の部落中心制は、戦後も引続き一層進展し、現在漁業協同組合長は部落振興会長（元区長）、及び農協の監事（島は対岸豊西村農協の支部として監事一名選出）を兼任し、現在漁協が専らこの島の行政は勿論、日常の村の行事から祭事等一切の中心たるの状勢を築いて、此島協同社会推進の中核体となつている。

元来農業に依存しようとしても、各戸の耕作面積は現在最高田畑合計7反歩、平均約4反歩にすぎず、それに地味も豊かではなく、干魃、台風等の被害も多いとあつては、この農業依存の生活も中々容易でないことが察せらる。一方資本主義経済の発展と共に、社会分業が進み、時代の文化がこの島にも滲透するにつれ、島民の経済的欲望の増大を充すためには速座に現金収入を与える漁業が尤も適当で、これがこの島の主産業となり、島の教職員、燈台員、僧侶等の外来者を除く全戸、これに従事するに至つたのも、蓋し貨幣経済に伴う当然の成行である。

従つて昭和2年4月には、初めて島の漁業組合から正式に地先水面専用漁業権の免許願が提出されている。これは漁業種別免許故、この願書には次の様な雑多な種類の漁業があげられている。先づ介藻類の漁業から、追込網漁業、帆立貝桁網漁業、イカ漁業、エソ釣漁業、瀬延網漁業、ヒサゴ網漁業、ウニ漁業、エビ漕網漁業、磯漁一本釣漁業、タコ壺漁業、ヤズ釣漁業、カマス刺網漁業、サヨリ刺網漁業等が之である。この免許願の提出に当つては、前以つて組合総会が開かれ、それには村の老人から若者に至るまで、各戸1人以上出席して決議され、これに基いて一任された理事が、対岸の漁業組合の理事者達とこの免許願に関し協議をした。この結果島周辺の海面に対する本島の漁業組合の地先水面専用漁業権が法的に確立した後は、漁場開拓者である対岸五ヶ浦（安岡大浦と脇浦と組合合併）は従つて当然入漁料なしの慣行入漁権を有つことになつた。これ等対岸の漁業者が漁撈に関し、島民に相当な圧迫を加えたことは一寸触れたが、このことは定置漁業権設定に当つても起つている。

蓋井島周辺は定置漁業についても又好漁場であつて、昭和9年に於ける組合所有の定置漁業権数は14件あつたが、これは所謂旧漁業法による定置漁業に属し、新漁業法では共同漁業権の内容となつている、第二種共同漁業に属する所謂小型定置に当るものが殆んどである。その中今日まで、引続いて好定置漁場として経営されているものに角ヶ崎の定置漁場があるが、これは島の東北方即ち部落の背面に当る海面に位置する、新漁業法の所謂定置漁業に属する比較的大型の網のものである。（法第3条第3項参照）この島の漁業組合が昭和2年7月この角ヶ崎の定置漁業権の免許申請をした際にも、なおまだその独自性は認めらるるに至らなかつた。即ち前記対岸の安岡浦外4ヶ組合と協議を経、その同意書の添付を俟つて、はじめて期間20ヶ年の申請に対して10ヶ年を限つて免許がなされた。これまでに至る島民の島周辺の海に対する漁業に於ける主体性確立の希望実現は、その後進性の故に、中々の忍苦荆棘の道であつた。

例えば溯つて大正8年頃には、この角ヶ崎の定置漁場に対して、この島の漁業組合は発言権

が全然なく、佐賀県の一資本漁業家が、本権者である対岸六ヶ浦の組合と賃貸借契約を結んで定置漁業を経営するの実状であった。

上記の様に昭和になつて、蓋井島漁業組合が鰯落網の定置漁業権の所有を確立した後も、当島外で対岸の組合長等立会の下に入札が行われ、それによつて島外の個人漁業資本家が経営したのであつて、その貸付料も又対岸の組合にも夫々分配されることが協定されておつた。例えば昭和13年の年間貸付料は、13,845円でその中、この島組合の取分は4,960円で他は安岡はじめ対岸組合に分配せられた。尤も所有権者として蓋井島漁業組合の納入する定置漁業税は昭和6年の協定で関係組合が平等に分担することになつていた。

このようにして島の漁組は戦時統制下の漁業会時代を又漁撈については、下関要塞令司官に願ひ出で辛うじて許される苦難の時期を経過して、戦後昭和25年に新漁業法の施行に当り、旧漁業権関係が国家補償で一切御破算となり、この結果この島の漁組が対岸の漁組の圧迫から解放され、はじめて島周辺の漁場に対する漁業の主体性の確立を遂げたといえる。

とはいえ、この主体性の確立も、例えば新法下の定置漁業権については、後述のように辛うじて昭和31年9月の第2次の切替時に、蓋井漁協が始めて全く自由の立場で独自に免許を得たのであるが、他方共同漁業権については本年1月の切替時の免許書及関係書類を見ても、一応は蓋井漁協の単独出願で部落前面の湾内（鐘ヶ崎を基点として酒の瀬に至る線内）の共同漁業権に属する第一種の漁業（わかめ漁業をはじめ、天草、フノリ、サザエ、鮑、ウニ、ナマコ、タコの各漁業）25種類が記載されているが、これも実は旧六ヶ浦の後身である吉母、吉見、安岡、室津の4ヶ漁協と協議し、その賛成の下に行われている。

従つて同時に行われた、島周辺の共同漁業権の第一種の漁業（ワカメ、フノリ、帆立貝、イセエビ、ウニ、タコ等27種類）の免許申請は蓋井漁協を代表組合とし、前記4ヶ組合の共同出願の形で行われた。又同様に共同漁業権の第二種の所謂小型定置（落網、壺網、大謀網、磯建網等6種の漁業）及び第三種のいわし地曳網漁業の共同免許申請も又当組合を代表としているが、4ヶ組合協議の下に行われている。このように蓋井漁協の島周辺の漁業に対する主体性は、かつての漁場開拓者の影響下に今日もあるということが出来る。

然し免に角、現在の蓋井島は部落経済上、漁業に重点をおく半漁半農の漁村で、従つて漁業協同組合長は同時に部落振興会長、地神祭、恵比寿祭、八幡祭、盆祭等の祭主であり、小、中学校のP・T・Aの会長でもある。

II 其の現状

1. 組合の組織 次に蓋井島漁業協同組合の現在の実態はどうか。同組合が山口県知事宛に提出した業務報告書、その他によつてこれを考察しよう。

先ず現在の組合員数は34名で全国の平均214名（昭和30年）に較べ、至つて小規模の組合である。尤もこの人数は漁民の世帯数に当るもので漁民の実数はこれより遙かに多い。

組合員は全部正組合員で（定款で定める50日以上漁業従事者）同時に全部地区内の漁民である。組合員は各世帯の代表者で従来の戸主、即ち家長に当るもので、従つて同一世帯に3人も働く漁民を有するものもあつて、部落の漁民の実数は約60名に達する。

現在組合員中には2名の女の世帯主もおり、これ等婦人組合員も岩海苔、ふのりの採取、さざえ、鮑等の採捕にも当り、正組合員たるの要件を充している。組合役員即ち理事、監事等といつても、他の組合に往々見られるような親方、所謂羽織漁師的存在ではなく、現に皆働く漁民である。組合員が全部同じ働く漁民であることが、この組合の最も顕著な特色で、従つて組

合そのものの運営が民主的に行われている所以でもある。現に本年度から組合長になつている中村伝作氏の如き、典型的な、所謂働く漁民であり、組合員個人としては一本釣漁業、延縄漁業等を専業とし、従来年々最高に近い漁獲高をあげ、その漁法、漁具等の改良、工夫に見られる探究心には敬服に値するものがある。又前組合長榊行長氏も同様働く漁民で、いか釣等に若者に交つて精励しているのが見られた。もともとこの島の村はゲマインシャフトの典型的存在で、村全戸殆んど数十代にわたつて本家、分家の関係で結びついた純粋に近い血縁社会を形成し、富力の差は現実に多少あるとしても、相互に扶助し、所謂漁業資本家的の存在はない。従つて漁業協同組合の事業は民主的に経営され、組合総会等でも各自の意見が活潑に展開され、時に2派に分れて意見が対立することがあつても、一時的のものに過ぎないことが特色のようで、これは組合員数の僅少にもよるが、もともと血縁を共にする共同体意識に基づくと考えられる。この組合員の階級差のないことは、部落内の祝事、仏事等の会合の際に席次の上下のないこと等にも端的に示されている。その結果組合員の執行機関に対する根本的な、又鬱結した不平、不満というようなものは全く見られない。このことは村の唯一の娯楽場でもある組合事務所の上で大雨の為出漁出来ない時等、理事者、組合員の区別なく、老若打交つて碁、将棋等に打興じ、歓談をかわしている風景にも窺われるが、又朝夕の漁獲物の浜揚げ時、特に6月前後のイカ釣、イカ網の盛漁期等、漁組役員、老若男女の区別なく、協力作業し一刻を争つて、市場に向う組合所有の運搬船への積荷に協力する、水際立つた協業の有様からも知られる。

2. 組合事業の概観 蓋井島漁協は一般的な組合事業としては、信用事業は行っていないといつてよく、只購買事業及び販売事業、それに極めて小範囲の利用事業がある。尙別に戦後の漁業改革で、漁業権の貸付が禁止（漁業法第30条）になつた為、全国的に組合自営漁業が盛んであるが、この組合でも昭和29年以来共同漁業権漁業第二種に属する小型定置網を一統自営している。先づこの組合自営の漁業から述べよう。

a 鐘ヶ崎小型定置漁業の自営 現在島民が島の周辺で行つている小型定置網は3統あるが、中2統は組合免許の下に組合員が2年毎に交代して経営するものであり、残りの1統が組合自営で部落前面の、燈台のある鐘ヶ崎の海面に設置される、他の2統より稍々規模の大きい網で、その網の型式は片落しの落網である。組合当事者は一口にこの経費年間100万円以上というが、この小組合にとつてはこの小型定置の自営さえ、相当の大事業である。水揚魚種は時季によつて異なるが鯛をはじめ、ヤズ、鯛、鱈、鰹、イカ等である。事業着手以来3ケ年の成績は、度々の台風の被害にも拘らず大体順調の様である。昭和31年度の損益計算書に依ると、この年間水揚高は約300万円で、それに対し一般経費約40万円、人件費約90万円、網資財等償却費125万円であるから相当の成績である。勿論漁業生産は工業生産と異り、自然が相手故、年々豊凶の差があり、その上最近のように漁具、漁法、漁船の進歩発達に伴ない沖取漁業が盛んになると、特に廻遊魚は沿岸に到るまでに殆んど漁獲されるので、このような沿岸の一定位置に網を固定してなす漁業の将来性には極めて大きい不安があるが、当組合としては目下唯一の自営の生産事業であり、従つて網を人造繊維に転換するとか、その他種々改良工夫を加えて、この事業の発展に努力している。尙この定置網従業員は皆組合員乃至はその子弟（役職員の子弟優先雇傭）であるから、その人件費90万円は大体外部に支払われるものではない。この小型定置は殆んど1ケ年連続経営で、その従業員の報酬は月額平均7000円位である。漁場が極めて近接している関係上、朝夕の網揚げは合計4時間足らずで済み、余裕の時間は各人の漁撈にも当てうるので決して少い報酬ではない。

この網の常時の従業員12名、無動力の2隻の組合所有船がこれに当てられている。

b 角ヶ崎定置網漁業の組合自営に至る迄 上述の鐘ヶ崎小型定置網の外に今後経営されようとしているのが、角ヶ崎定置網である。これは組合の沿革の項でも述べているように部落の裏海岸にある、新漁業法の所謂定置網で従つて比較的大型のものである。前記のようにこの定置漁場は種々の経緯を経て来たが最近の数年間、対岸室津在住の漁業家阿部文蔵氏の経営し来つた所である。同氏は特に定置漁業経営には長年の経験を有し、朝鮮各地に於いても、又福岡県地籍の白島、山口県の各地でもこれを経営した。従つて昭和25年の新漁業法施行の切替当時は、この角ヶ崎の定置網は同氏の経営であつた。この定置漁場が新漁業法で創始された海区漁業調整委員会に依り、その漁場計画に折込まれ、知事の新免許がなされるに当つても、阿部氏個人と蓋井漁協、吉母、室津の3漁協の共同出願との競願の形となつた。新法下の定置漁業権は免許に際し、個人より漁協が優先順位が上なので、当然この共同出願に対して免許が与えられるべきであつたが、実は上記3組合には自営の決意も従つて経営の計画も無いことが次第に判明したので、結局長門南部海区漁調委員会は阿部氏を推し、同氏が知事免許を得てこの経営に当つた。この角ヶ崎定置漁場は地形、潮流の關係に恵まれた好い漁場であり、従来相当の成績を示している。この定置漁場を蓋井漁協自らの手で経営したいということは年来の宿願で、これに依つて直接には組合の振興、それを通して島部落の繁栄を計りたいとの熱望を推察しうる。それ故昭和31年5ヶ年の免許期間が終了し、第2回目の定置漁業権免許切替に当つて、蓋井漁協は前のような共同出願でなく、単独自営の決意を固め、幾度も理事会又は組合員総会を開き、経営計画を立て、その結果この組合の単独出願となつた。ここで又従来の経営者阿部氏と蓋井漁協との競願となつた。この度は当然蓋井漁協に免許が与えられ、同組合は昭和31年9月1日以降5ヶ年間この定置漁場に対する漁業権を獲得した。

而し何分にも同組合は小組合で、資金面も充分でなく、その上大型定置網には未経験である為、万一失敗の場合、組合の前途を危くすると漁業調整委員会の調整に当つても又県当局によつても、そのことが心配され、結局免許期間の最初1年間には充分準備を整える為休業することが勧奨された。この為組合総会では種々論議沸騰、即時経営を強硬に主張するものもあつたが、結局この勧奨を容れ1年間休業の可決を見たのである。これに依つて知事は水面総合利用の立場から定められた漁業法第36条の新規定の興味ある適用によつて、蓋井漁協の休業の1年間阿部氏にこの漁業経営を特に許可した。その許可期間も本年8月末には終了するので、蓋井漁協もこれに備えて充分な経営計画をたて、これに必要な資金の手当も県信連等を通じて準備し、この9月には早々網入を行う準備を進めている。その使用網も人造繊維(ラメロン)製で既に到着している。漁獲物運搬用の船も現在所有のもの外に、既に約15吨の中古船(価格55万円)が購入済で、この定置漁場に配する従業員も若い、元気のよい部落の青年達があてられ、年寄組は従前の鐘ヶ崎の小型定置網に配当される計画である。阿部氏経営時代の従業員は殆んど高知県その他島外の人達であつて、20人中の3人だけがこの部落の青年漁夫である。角ヶ崎定置漁業の創始は年間1000万円にも近い経費を要する故、いわば組合の、従つて蓋井島部落全体の盛衰をかけての大事業である。従つて組合員は勿論、その家族に至るまであげて異常な関心を示し、その成功の期待が切実なものも当然である。この様にして今後組合自営の2統の定置網の経営に要する従業員は30名を越え島の漁民の半数以上に達する。このように事情が変化したので寧ろ原則として各戸1人宛これ等定置網に従事することが組合総会の決議によつて義務付けられた。

今や組合企業の拡大に連れて、俄然部落の労働人口の不足が当面の深刻な問題となり始めた。

殊に問題は角ヶ崎定置網の場合である。これに従事するものの中には一本釣、延なわ等の漁業で年間30万円前後の収入をあげるものもいる。所が後述のように定置網従業者の収入は到底これに及ばない。しかも角ヶ崎定置網従業者は、鐘ヶ崎の小型定置網の従業者のように自己の漁業をもするの時間的余裕は殆んどない。いわば組合の為自己の能率のよい漁業を犠牲にする訳である。ここに組合自身としても、組合の当事者としても悩みがある訳だ。勿論理論上の解決は問題ない、即ちこの労働力の不足を島外から補えばよい。従つて組合員には各自自由に己れの好む能率のよい種類の漁業に従事させると同時に、前経営者時代のように島外から不足の漁業労働者を傭入れればよいのだ。然し当事者達としてはこれ等の組合自営事業を以つて、島民の総力結集の事業とし、本島発展の基礎事業としたいと考える以上、そう簡単に割切れないと思う。

扱てこの角ヶ崎の定置漁業権はその存続期間は5ヶ年（自昭和31年9月1日至昭和36年8月31日）、従つて今後4ヶ年蓋井漁協が経営することになっているが、その漁場区域は角ヶ崎附近の深川を基点とする逆三角形型の区域で、そこに設置される網は落網の様式で垣網の長さは600間身網は長さ163間、幅20間の規模のもので、身網の設置ヶ所の水深は20尋である。漁業の時期は9月1日から翌年の6月30日まで、主なる目的魚は鯛であるが時季によつて、ヤズ、鯛、鱈、鰹、いか等が漁獲される。

前記のように今秋から組合が新規に網の敷込みをして、この漁業を開始するがこれに組合の浮沈をかけているだけに、その計画も慎重にたてられている。今その計画の概略を述べれば、先づ前経営者の最近3年間の平均収入を年間1200万円と一応推定しているが、これは種々の観点から考えて大体実際に近いものと思われる。

これに対し計画書は、先づ初年度の収入を年間900万円と一応低く見積り、支出を800万円と予定して差引100万円の利益と見て、その計画の堅実性を示している。支出各費目も又弾力性を持たしておるようである。予定支出費目をあげると、（1）人件費約250万円、これは最高15,000円から最低8,000円の従業員の給料がその主なものである。従業者は責任船長（同時に漁撈長）以下21名である。（2）燃油代約50万円、これは新規購入の運搬船が従業者乗組の無動力船2隻を漁場往復に引航するのに主としてあてる。（3）修繕費約70万円、船や網の修繕用である。（4）特別経費300万円、台風等の偶発災害、及び網資財や船等の代金償却にあてる。（5）支払利息約60万円、新事業の借入金570万円に対するものである。（6）魚兩代、水代等約50万円。（7）傭船料等約20万円、傭船は大漁の場合の運搬用である。

c 購買事業 組合員の事業又は生活に必要な物資を供給するのがこの事業の目的である。全国的に見てこの事業の取扱品は漁業資財が中心で、生活用品は取るに足りぬといわれるが、蓋井漁協の場合、次表に見るように生活用品が圧倒的である。

自昭和31年1月1日——至同年12月31日

品 名	仕 入 高	供 給 高
漁 具	96,917円	93,170円
生 活 用 品	2,352,672円	2,657,745円
雑 貨	253,887円	282,604円
計	2,703,476円	3,033,519円

又その過去3年間平均の年間取扱金額約300万円は、至つて小組合であるに拘らず全国漁協の1組合平均年間250万円を凌駕している。

この生活用品が組合の取扱品の大部分を占めていることは、この著しい特徴であつて、この島には煙草の小売店の外、全く商店は見当らぬ。いわば購買事業は組合の独占事業で、組合員家庭以外の在島者又は来往者もこの組合の売店を利用せざるをえない。物品は大体市価若しくはそれより安く販売されているが、昭和31年度の購買利益は約42万円である。物品は組合事務所階下の売店で販売されているが、組合員の子女が安い報酬で奉仕的に販売を担当している。生活用品としての取扱品目は、食品関係とそれに酒類も含めて飲料関係が大部分で、反物、布地等の衣料関係は取扱っていない。全く目前の必要を充す物資に大体限られている。昭和31年度の取扱高総額の中、酒類が約1/3の98万円に達し他の項目の群を抜いている。漁村では酒類の消費の多いことは一般的であるが、ここでも略同様の傾向を示している。他の種々の因子も考えらるるが、この酒の約100万円は、此の島の働く漁民略60名の消費が大部分と見られる。組合の売店でコップ酒を呑むものも可成多いが、同時に若者達がジュース等に親しんでいる風景も屢々見受けた。このジュース、ラムネ、サイダー等の飲料水の消費額も18万円に達している。酒類に次いで多いのは、菓子の64万円と同じ甘味の砂糖が約20万円である。この島では男女共誠によく労働に精進しているが、それがこの甘味料の消費となつて現われており、一面又その生活の余裕をも示すものといえよう。その他の取扱品目は罐詰、佃煮等の食品、乾物類、醤油等の調味料、履物、手袋、マッチ、糸類、紙類、電球等の雑貨品及び果物等で、漁具の約10万円は一本釣、延なわ用の釣針、釣糸等が主である。漁業資材として重要な燈油類や網類等は各組合員の注文によつて組合は手数料なしで斡旋しているので、購買事業品目には載せていない。又一方組合員使用の農具、農薬、肥料等は対岸の吉母農協を通じて購入されている。

d 販売事業 この事業は組合自営の小型定置網の漁獲物と組合員の漁獲物及簡単な水産加工品の販売を行うもので、その方法は所謂無条件受託販売の方式に依つている。蓋井漁協の販売事業は昭和29年小型定置網の組合自営の開始と共にはじめられたもので、それまでは組合員各自が便宜に従つて、対岸各所の市場等に出荷していた。この販売事業開始後は、組合が組合員の一切の漁獲物を集荷し、運搬した。爾来順調な発展をとげ、最近の組合活動力はその自営事業と共にこれに集中されている。即ち組合自身が直接魚市場業務を行わずに、集荷した漁獲物は自営漁業の漁獲物と共に組合所有の運搬船に依つて大概これを九州若松の魚市場へ運び競売にかけている。漁獲物中、サザエ、鮑、岩海苔、フノリ、テングサ、ウニ等の採捕は島の婦人の労働に主として依るもので、その中ウニは中味を取出し、生ウニとして対岸の吉母に出荷され、色も味もよいので高い評価を受けている。航海時間に大差がないのに、下関に揚げずに若松に運搬するのは、下関の市場の開市は未明に行われるに対し若松市場の競売は午前9時開始の為である。

即ち島では朝夕漁獲物が集荷されるが、朝の集荷がすむと前夕の漁獲物と共に直ちに若松市場の開市に間に合うよう運搬される。

只問題は若松港は工場密集地帯に接し、港内は排泄有毒汚水を含む為、折角の活魚も入港直前にこれ等を殺し、自ら販売価値を下げねばならぬことである。その点今秋から行われる角ヶ崎定置網に依る朝夕の漁獲物は新規購入の運搬船(15吨)で、夜の中に下関の市場に運ばれ、翌朝未明の開市に間に合わせるよう計画されている。扱て昭和31年度の販売事業の概略は次表のようである。

自1月—至12月

品名	本年度取扱高		受入手数料	
	数量	金額	%	金額
鮮魚	75,500 <small>ㇾ</small>	4,987,281円	2%	105,066円
貝類	1,200 <small>ㇾ</small>	140,000円	2%	2,800円
海藻類	300 <small>ㇾ</small>	90,000円	2%	1,800円
水産製品	50 <small>ㇾ</small>	100,000円	2%	2,000円
合計	77,050 <small>ㇾ</small>	5,317,281円		111,666円

表記鮮魚の水揚高金額の中、組合自営の小型定置網の水揚高300万円を除けば、後は組合員の水揚高であり、労働と収入の項でも述べているように主として一本釣漁業に依る。貝類、海藻類、ウニ等は前記のように主として婦人の漁女漁業に俟つものであり、表記の水産製品とは例の生ウニを指している。

尙今秋から初まる組合の新定置網漁業に依つて、この水揚高は、今後飛躍的に増加することが予想される。

e 信用事業 組合は一時信用事業を行つたが、運営上問題があつてか、組合としては現在間接に貯金業務のみを行つている。即ち漁獲水揚金額の10%を手数料(2%)及運搬賃として差引くが別に組合員の総意に依つて更に5%を天引し、これをすべて組合名義で漁信連に預金している。勿論内部的には組合員の個人口座を設けている。各組合員も理事者を信頼して心から協力しており、そこに血縁協同社会の強味を發揮している。

f 利用事業及其他 利用事業の中心は若松港行の運搬船であり、組合は運搬料として水揚金額の8%を徴収している。

尙従来組合は発電所を有し、これには5KWの発電機を備え、部落の点燈と共に漁船の集魚灯用の充電にも利用せられていたが、不幸にも火災によりこれを焼失し、島民は再びランプ生活の不便を嘆くに至つている。但しこの島が、今夏離島振興法の適用を受けることにきまつたので近くその嘆きも解消する筈である。その他組合所有の無動力船が組合員の物資運搬等に利用され、又噴霧器、撒粉器等農器具も若干備えて組合員の利用に役立てている。これ等利用事業に依る収入は、昭和31年度約73万円に達している。

其の他の事業として増殖事業がある。それは天草増殖の為の投石事業とさざえ、鮑の増殖事業で、その効果は将来俟つべきものがある。

尙別に観光事業がある。本島には白亜の燈台あり、牧場あり、海水はあくまで清澄、景観の美も又素晴らしいので、組合も事務所階上を改造して宿泊設備をし、キャンプ用具も備え、宣伝もなし、観光客誘致に努めたが、心なき観光客が漁場を荒し、又浮薄の都会人達が寧ろ島の善良、質実な気風に悪影響を与える虞れがあるので、組合でも現在はこの事業に少々消極的な態度を示している。次に対岸若しくは下関への渡航の事業があるがこれは現在蓋井丸を使用して行つている。この事業は元来下関市営で行うべきだが、従来の関係もあつて、蓋井漁協への委任経営となつている。尙又島には郵便所もなく、只郵便事務中の受配事務だけを組合が郵政省から請負つて行つている。最後に下関市に属する同じ離島の六連島を基地とするレーダー設置問題と蓋井漁協との関係を述べよう。

終戦以来軍事基地が、日本各地で各方面と紛糾を生じたが、中でも海上演習場は漁業に関連して漁民との間に種々の紛議を起した。

然し従来この島附近には、かかる軍事施設もなく別に問題はなかつた。所が近頃になつて、響灘に位置する山口県地籍の六連島を基地とするレーダー設置が漁民との間の問題となつた。この水中防備施設は防衛庁が六連島を基地として、その北方海域に昭和32年9月15日から敷設するもので、その為向後3年間430万坪にわたる、その梯形の敷設水域内での底引網、吾智網、延縄、エソ一本釣の各漁業が禁止されることになつた。

これは関係漁民の生活にとって重大問題なので一時種々紛議を生じたが、結局年間2600万円の補償金が山口、福岡両県の関係漁協に出されることに決つて、最近漸く解決を見た。蓋井島漁民の漁業は主として同島周辺で行われておる関係上、この禁止の影響は少いので、多少島民の関心も薄かつたようだ。

然し中には角島、六連島附近まで進出しているものも若干あり、殊に問題の六連島附近で禁止該当の、延縄漁業、エソ一本釣漁業に従事する島民もあるので、蓋井漁協としては目下その補償金の割当請求中である。

七 伝 承 と 習 俗

I 山(森)と伝承 集落の北東方に原生林に埋まつた丘地がある。丘縁にはこの島の名前のゆかりとなつたとされる蓋で覆われた神井がある。原生林に覆われた丘には神聖な森がある。ゆるやかに開けた谷地に沿う丘に、奥から海岸に向つて一の山、三の山、二の山という順序に神聖な森がある。神聖な森は集落に近い「田の口」にもあり四の山とよばれる。「山」は「森」ともよばれる、元文4年の地下上申書には、「四森」「四山」と出ており、「森」と「山」が同義語として用いられている。それらの森には山の神に乞うて切取つた枯木、或いは倒木を円錐状に組合せた神籬が見出される。昭和27年まで約20年にわたつて山の神の神事に参加してきた室津在住の神官西島氏によると、森は山とも「もり」とよばれるが、枯木を寄せた神籬もまた「もり」とよんでいたと教示された。然し現在島ではそのよび方は忘れられている。この森の前には壺が掘りすえられている。

奥山の榊の枝に白紙つけ木綿とりつけて斎瓮を忌ひ穿りすえと、神祭を歌つた歌が万葉集巻三に見えているが、壺を穿りすえた状態がこのような古代的な形で見出されることは注目し得る。上記の地下上申書には「祭之内初穂壺に入候並魚一掛宛備申候」とあることを見ると壺には初穂をいれたものと見られる。南鮮の山神祭では神前の壺で酒を醸したようであるが、南鮮の例は初穂を入れる行事よりもより原初的な形を示しているかも知れない。現在見られる壺は褐色の釉薬のかかつたものであるが、須恵器が用いられた時代もあつたわけであろう。島の東岸には貴船神社があつたというのが古老の記憶では須恵器が穿りすえられていただけであつたという。社祠は早くすたれたものであろうか。壺の中、二の山の壺だけは盗難にあい、今は見出されない。筏石には山に面した畑の中に朝鮮の造山(ちようさん)を思わせる形式の堆石がある。かつて2所に分立していたものが、今は1所にまとめられている。

この堆石が祖先の老夫婦の墓所と伝承されていることは興味深い。又一の山が老夫、二の山が老婦、三の山が娘、四の山をその掣とする伝承が、村人たちの間に語りつがれていることは、この島では山の神信仰が祖霊信仰と関係をもつていことを語つている。山神を老夫老婦

とする信仰は朝鮮の山神信仰に共通している。上記地下上申書によると四の山は大唐から渡来した鬼の墓所だという伝説を載せている。「右山之神四つ森と申は古しへ大唐より鬼共渡り酒の瀬にて毒酒御飲を被成候所酔て朝に三匹の鬼者蓋井の森の脇に行相果また一つの鬼者高野と申田の頭に行相果て以後段々堂々里申候に付嶋中山之神祭り七年に臺度宛祭り其祭之時一森に七十五本之へい七十五膳のあま酒餅七拾五宛相備申候」とある。以上によると山の神を鬼神とする伝説が幕末には生れているわけであるが、この伝説には後代に於ける作為のあとが感じられる。山の神は島人たちから畏怖されているが、大唐渡来の鬼としての伝承は島人たちの間にはないのである。この島には神功皇后三韓征伐に因む伝説があり、伝説からくる地名が多い。地下上申書、豊府志略、一ノ宮神社縁起等には神功皇后に因む所伝が載せられている。一ノ宮神社の祭礼にはこの島から神水を汲んでくる行事が近年迄行われていた。四つの森を大唐渡来の鬼の墓とする伝説も神功皇后伝説も一ノ宮神社の神事を神秘化するために作為されたものではなかろうかと考えるが、神社側の文書類についての調査が進行すれば事情がもつと明瞭になると考えている。

II 山（森）と祭事 蓋井島の各山には祭を世話する当元がそれぞれ世襲されている。一の山は藤永家、二の山は上野家、三の山は中村家、四の山は周防家である。村の各家は何れの山にか所属している。現在39戸の家を山毎にわければ次の如くである。

「一の山」藤永峯三郎（当元）、藤永政記、村上長松、酒井千代子、泉昌行、山根武夫、村上保、下田一久

「二の山」上野三頼（当元）、松本清治、倉本源吉、松本長男、松本延行、上野アヤ子、今西役治、木谷松子

「三の山」中村清人（当元）、榎行長、有田高一、林昭二、椎野晃一、榎吉春、中村伝作、林繁光

「四の山」周防享（当元）、弘中弘、西慈郎、島本栄治、向橋豊、大空政一、周防浅五郎、島本光、大空森三郎、松井ハシ、西昇、山田繁一、中島タツノ、島本ノブヨ

当元家は最も古い家系と考えられる。当元家は山の神の祭事の際中心となる家であるが祭事以外では何んらの特権的な家権を示すものでない。村は4組にわけられていて生活の上では組としての役割を果たしているが、これは地域的に組をわけたもので山の組とは別個の組である。山の組はかつては祭祀の組であると同時に、他の村の生活の上でも何らかの組としての意味をもっていたであろうが、今は祭祀の組としての名残を伝えているに過ぎない。山の祭事は辰、戌の年に即ち7年目毎に旧11月の吉日をえらんで行われてきた。完全に6年間の間隔をおくが、祭事は微細な点に迄わたって狂なく伝承されてきている。

祭事の記録は長方形にたたんだ美濃紙に、墨筆で入念に記載されている。祭礼に当つての買物控、器具控、人員控が詳細に各山毎に遺されていて、当元（単に「山」ともよばれる）が保管している。然し保管用の木製の箱が不完全なものであつたためと、次の祭までの長い期間全くふれることなく過ぎるといふ事情から鼠害虫害によつて判読不能になつたものもあり、又消失してしまつたものもある。残存するもので最も古い記録は一の山、四の山の寛政8年の買物覚書がある。

祭礼に際しては島から本土に分住した血縁者たちも島に帰つてくる。それらの人員は人員控或いは客人控として詳細に記録されているために、島外に於ける血縁者の活動圏を知ることが出来る。然しながら島外血縁者の数が増加するに至つて、明治43年の祭事を最後に「お客

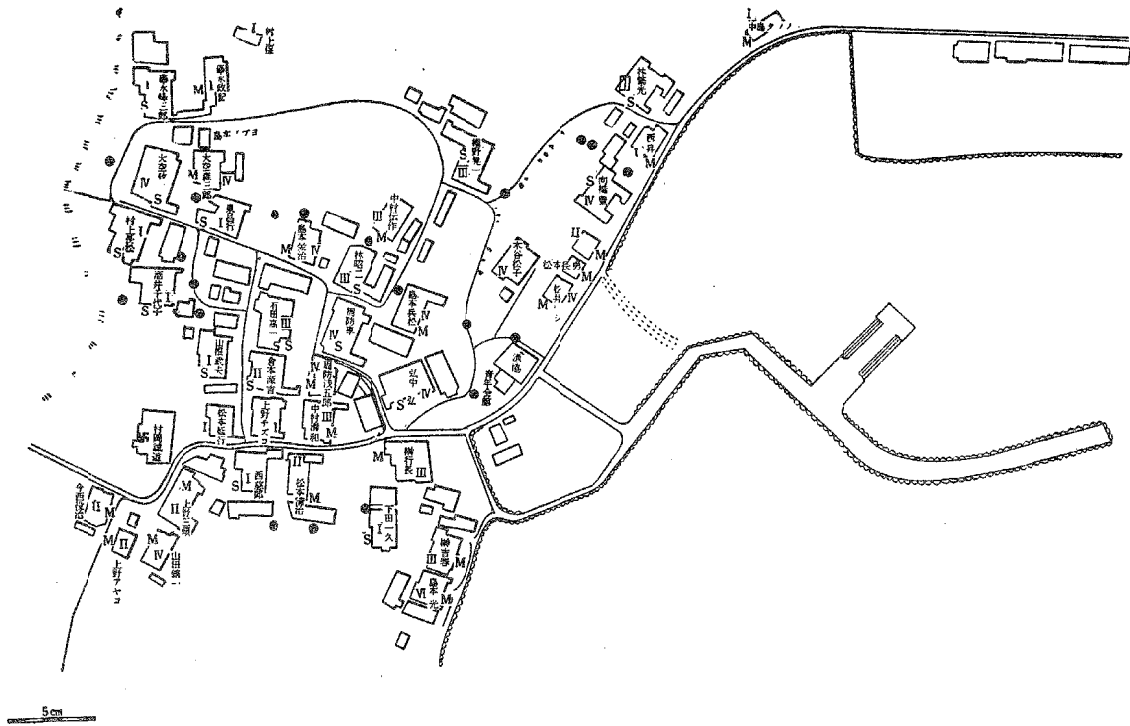


Fig. 5. Ethnographic map of Futaoi-jima village.

Signs :

- M—Family having custom putting up New Year decoration pine.
- S—Family having custom putting up New Year decoration pasania.
- Senzo-san (Ancestral tomb).

Figures (I, II, III, IV.) :

- Figures show the simplified characters for Four Sacred Woods to which all the family belong.

事」は中止され、「大まかない」は中止されるに至つた。とはいえ祭事そのものは伝承に従つて厳密に行われ、山（森）信仰の弱化は見られない。

山の祭事はどのように行われるか——以下の行事についての記載は各山の当元、榊兼三郎氏（67, 三の山所属）中村伝作氏（49, 三の山所属, 現漁業協同組合長）室津の神官西島氏らについて作成した聞き及び当元保管の記録類によつたものである。

山の祭に際しては山林の木を各山共同で春に伐り、秋に各山共同でイサバとよばれる村の船にのせて売りに出し、その収入で「大まかない」の買物にあてたという。イサバは山の神の森の前を通過する時には一度帆を降して詣でた上で帆走したという。

山の祭事は本来は当元がとり行つたものと思うが、記録の示す限りでは祭事には豊浦地区から神官が参加している。既に一の山の文化5年11月の山神御祭礼記録には山神様買ものふねで大夫様を迎えることが見えている。当元は祭事の用意をする。「まかない」の準備が最も大変である。神の送迎奉仕は直接には神官が行うが、当元が補助随伴する。各頭元は神を迎え入れる「おもて」の畳を新にし、新しい木綿の幕を張り、新米をとつたあとの新藁で作つた「しめ縄」を用意して神迎えの準備をする。麦を入れた径20cm乃至25cm位の俵を「腰掛俵」とよびこれを3俵作り重ねて幣75本を立てる準備をする。「腰掛俵」は神が腰かける俵の意である。しめ縄が「おもて」に張られると太夫（神主）以外にはもはやその部屋には何人もはいれなくなる。祭の第1日太夫は一の山当元家から順次に各山の当元家を廻つて警蹕の声をあげて用意

された神座に神迎えする。「腰掛俵」には神の依代としての75本の幣が立てられる。朴の木を割つて作られた75の膳には「せん米」が供えられる。この行事は午前10時頃より始められるが幣を作り神の膳を用意するには若干時間を要するので、四の山の神迎えが済むのは神迎え行事の日の夜明近くになるという。「まかない」は一の山は第2日目昼、二の山は第3日目昼、三の山は第3日目晩、四の山は第4日目朝、それぞれ当元家に於いて行う。お客事を中止するに至つた大正以後の祭事では「まかない」といつても組中のものが集るのであるが、お客事が行われた時代には、当元家では縁先に竹をくんで座敷からあふれる数十人、或いはより多数の客のための座席を設けたという。

「まかない」は4日間にわたつて行われるが、三の山、四の山の「まかない」は神事が済んでからのそれで、特に四の山のそれは「なおらえ」（平常に復するの意）の行事である。3日目には山の神を送りかえす行事がある。太夫は各山を廻り歩いて、森に帰還するよう神に奏する。二、三、四の各山の当元、氏子はそれぞれの山の神の伴をして午後1時頃一の山の当元家に集る。全部そろつた所で太夫は一の山の神に森に帰還するよう奏する。各山の当元氏子はそろつて神を森に送る。四の山の神は「田町」の入口で他の神々に別れる。「筏石」では先づ二の山の神が別れ、次に三の山の神、最後に一の山の神が一の山に還る。神が別れる時に当元氏は「7年目に会おう」と呼ぶ。神送りの時当元のみは脇指を1本腰に指していたという。

神送行事中興味深いものの一つは神送の時、太夫があらかじめ用意された75の浜の小石を「おもて」の間にまき、刀を抜いて払い、幣をもつて四隅を払い、最後に土間にすえられた空白を太刀で払い杵で3度搗く。山の神がとどまつていることを防ぐ意味をもつと思われる。

以上述べた行事の中、日程時間等は「まかない」の月意がおくれたり、天候の問題があつたりして、若干の変更を余儀なくされることのアつたことは記録の上にも見えている。祭時に当つて何が用意されたかは各山の祭礼の覚書がこれを詳細に語っている。最も古い記録である寛政8年の記録の中、一の山の買物覚にあげられたもののかかげる。

蓮こん 大貳本 代貳百四十文、しいたけ 半斤 代貳百四十文、かんびよう 四十目 代五十文、水こんにやく 四十 代七十四文、玉子 代百五文、白箸 五十本 代貳拾文、赤かんでん 貳本 代三十文、くず 貳合 代四十八文、ゆず 十 代五十文、水から 貳合 代四十八文、青粉 貳合 代四十八文、せんまい 貳百目 代百文、しょうが 外 代三十文、午夢 三十本 代百五文、人じん 三十本 代四十文、小梅 貳合 代四十八文、くらげ 一枚 代三十八文、かすの子 三合 代三十三文、おばいけ 半斤 代七十七文、かつをぶし 代百四十四文、三つえこんぶ 貳百目、こんにやく 代八十文、茶 代八十文、干くわし 半斤 代八十文、くわし 代四十文、しお 貳升 代三十六文、みそ 三貫目 代四百貳十文、す 貳升 代八十文、醤油 四升 代三百四十、くじら油 四合、代百貳十文、大根 七十本代七十文、ろうま 代三十文、かぶな 十わ 代二十五文、えび 貳斤半 代百二十六文、里芋 代四十九文、とうふ 五丁 代三十文、小桶巻丁 代五十文、酒 二斗五升 代貳貫七百五十文 但升ニ付百十文、ぞうり 一そく、下関買物代 メ八貫八十八文、木綿一反 代四百八十文

以上は「まかない」に必要な品目を主体とするが、神祭に関係深いものとしては、木綿一反代四百八十文、半紙 二束 代貳百九十文、小豆 三升 代八十文、糍 壺升 代七十文、芋 代十三文、種子油 一升 代四十四文 以上は「一の山二の山の取合せ」とある。六百八十六文は一の山貳百九十四文は二の山の出し分となつている。

記録の作り方には年によつてやや精粗の差はあるが、買物控と同時に客人控が各山ほぼ同様

の形式で記録されている。幕末までの記録では客人の中に「萩役人様」とならんで「流人」が登場する。弘化元年11月21日の祭礼控には、料漕手流人勝二郎と表書に署名している所を見ると流人勝二郎は料漕手をひきうけた上に控を作ったものでもあろう。客人として登場する数は祭礼毎に増加する傾向を示し、「大まかない」の最後になつた明治43年の祭礼では客は一の山140人、二の山110人、三の山108人、四の山123人に及んでいる。幸に「大まかない」の日は山毎に相違するので同年四の山の記録によると「うつわ物に一、二、三、四え山連合にて使用したり」と見えている。器物の用意は大変であつたと見え、「ぜん、あん、さら、はち、すい物あん」（明治25年一の山記録）と表書して詳細な器物控を作っている年もある。「あん」とあるは「椀」のことである。当元の気づかいは並々のものでなかつたらしい。上引の明治43年一の山記録では「今流当元者ノ心得之部」なる覚書で詳細な心得を述べている。例えば配膳については「でんだしょうわほかから一組、うらから一組肴はさみわ何べく六人がよし」とし、尙「でん部のすへ用」まで図示している。汁の冷めることを案じては「是迄に二の汁鉢のひたじをつき出しなれ共第一ひえる第二はだいどころのこんだつでんをすへてからつぐもよし」ともある。給仕の作法については「女かようは細川流に付右本でん乃は志をでんのふち乃内に納め出す也」とある。その他「本でんの生盛は是迄鯛身を盛入候へ共至て少なくて付今後はおばいけをもちいてはゆくしては如何哉」と新しい便法を提案している。最近年のものとしては、昭和27年の祭礼控がある。記録は詳細である。山の神の行事は民俗学上の報告として別にまとめる必要があると考えている。ここでは山の神信仰が島の自然と島民を深く結びつけ、社会的には深い共感の感情をつちかう上に重大な役割を果してきていることをいつておきたい。7年目毎の祭礼は島の故郷から去つていつた人々とその末流に連る人々を島に強く結びつけ血縁の意識を新にさせてきたのである。然してこのような伝承と行事を常に変ることなく支えていたものは、封鎖的な地理的環境と農耕生活を基盤とする本家分家関係による血縁共同社会であつたと思われる。そこに伝承を強く維持し、制約してゆく基盤があつた。（「集落の形態と社会の構造」を参照）。四つの聖森以外にも信仰の対象となる森がある。上引の元文の地下上申書附図には、森には「荒神の森」「大歳（おととし）の森」「地主の森」が見えている。何れも農耕生活に関係をもつ森である。然し四つの聖森ほど厳しい信仰の対象となつていないことは、四つの聖森が島に於ける生産生活の長い歴史に深く結びついて、その歴史の始源から存在していたのに対して、その他の森は後来のものであることを語つているように思われる。然しながら祭礼から次の祭礼に至る6年間の空間期間に於いて集落をとりまくより身近な森の神々は島人たちの心の支えになつていたものと思う。これらの森以外に信仰の対象となつている神祠には、八幡様、金比羅様、秋葉様がある。何れも深い森に覆われている。これらの行事については年中行事の頃で扱いたい。

III 漁撈と祭事 島人たちは明治中期頃からする最近代に於いて次第に漁撈に進出してきたことは別項に明かにしてある。今では純粹に農耕で立つものは殆んどない。従つて漁撈生活に結びつく俗信に注意して見る必要がある。漁撈生活の上での信仰の対象は「えびす様」である。集落の西方の海辺にさきやかなえびす様の神祠がある。神体は海底からあげられた石である。11から12位の男の子——両親兄弟に欠けるものがあつてはいけぬ——の中からえらんで海底にもぐらせる。一切の世話は若者頭が行う。（若者頭については後述する）少年は眼をとじたまま潜水して石をとり浮上すると若者頭は眼をとじたまま「ひとふごも」（祭事に用いる薦（こも）で「ふ」（封）が一ヶ所でなされるだけのあみ方によるもの）で受けとり、そ

の「こも」につつま祠の中に安置すると、それが「えびす様」となるのである。但しそのえびす様の神体が永久に神体であるわけではない。不漁が続くと上述のような方法で再び海底から新しい神体があげられて、過去の神体は祠の片隅によせられるが、多くなると祠外に積みあげられる。積石塚のように積みあげられた円礫の堆石が祠外に見出される。超人間的な助力を求めながらも任意に神体を取り変えてゆく心意は、山の神の信仰の中には見られない。ゆがんだ形ではあるが素朴な姿で島人の近代が顔を出しているわけであろう。

IV 婚姻習俗 労働力の大切な農耕主体の島であつたから、嫁をとることは重要な意義があつた。然し狭い封鎖的な、然かもお互に近縁者であるという関係の上での結婚はやさしいようで、かえつて困難な面があつたためか、子供が出来ると親たちの間で早くからひそかな約束をすることが多かつたようである。それでも同居に先立つて娘が男の家を手伝いに通う期間が設けられていた。嫁にもらいたいという約束を「名前をつける」といつている。この手伝いに通う期間は1年間から長いもので2年に及ぶものもあつたというが、今はこの慣習はすたつている。嫁入は一般に早かつたが、それでも15位がよいとされたものが、「14嫁入まだ早いもういつときまちなよ15まで」と歌われたものという。結婚にあつては結納の慣習はない。祝言に仲人が嫁方の親戚2人か3人とともに嫁をつれていく。親は行かない。「里帰り」もない。仲人は「親」とよばれる。正月には「おやのもち」といつて、夫婦の両方の親と同時に仲人にも餅を贈る。強固な共同体を維持してきていた所だけに、島外から嫁を迎えることはなかつたという。そのために最近に至る迄島外からの血がはいらなかつたわけであるが、戦後は島の青年で島外から嫁を迎えた例が3例ある。それはなんでもないのであつても実は変化が始まろうとしていることを語つている。

V 葬送習俗・墓制 葬送の際に棺の上の天蓋の四隅に鳥をとまらせる習俗は興味深い。この習俗は北九州から島原半島、肥後地方にかけてあることを知つているが南鮮にもその例がある。この島では竹管の上に小さな四角の板をのせ、その上に朴の木をけづつて得られる薄いかんなくずを鳥形に切つてはりつける。火葬は最近代になつて行われるようになったが、火葬の場合は鳥形もともに焼くという。盆の精霊送りに流す舟は草舟である。昔は旧暦の7月15日に舟を作つていたというが、今は12日に作るという。茅を切り、中身に麦藁をいれて束をつくり重ねてかたく結合させて構造を作る。舳先は高く首をあげた形、口をあけた形に作られ、頭頂に色とりどりの色紙を細く切つて束ねたものをつける。艫には舵をつけるので、そのために構造上の制約があるという。帆は寺の本堂にはりめぐらされた「しようろ旗」を藁縄で作つたわくの中にはつて作る。草で作つた鳥舟には、共同体のすべての祖霊をのせ供物をのせて西方の海に送るのである。鳥舟には天蓋に鳥をとまらせることと同一の意味が考えられる。島の人々によつては自覚されていないとしても死後の霊を鳥によつて運んでもらうという意味があつたと思われる。近年は舟を板でつくることもあるというが、本年は草舟を流している。

墓所は大体4種あると思われる。筏石の畑地にある堆石は、二の山の当元上野氏の先祖の墓といわれ、又老夫婦の墓とされていることは上述した。土師器須恵器が出土することからも最も古い墓所であると思われる。この種のものとしては集落の西方にある墓原（はかわら）の上方にある畑地に、大空、松本、島本三家の共同の祖先の墓がある他に集落地区にあることは既に述べた。先祖さん地蔵さんとよばれ盆と正月に祀られる、日常でもシャシャギとよばれる青い植物がたえずとりかえられて供えられている。色のある花も供えられるという。

思うに墓原の墓所に「捨墓」の意味は考えられていないし、住居地区の「先祖さん」に参り

墓の意味は自覚されていないが、少なくとも後者は実質的には参り墓の役割を果たしているようである。

墓原の墓は、近年まとめられて近代風の長方形の墓標をもつ新しい墓原となった。

以上、先祖墓と一般の埋葬所とを区別したが、何れにしても村の家々に連がりをもつ墓所であるが、第2の例は村のどの家にも関係をもたぬ墓所である。ハカノダンとよばれる所やその他にも五輪の石塔がある。流人を埋葬したものでないかとしている。他の例としては漂着者の墓で、海辺の磯浜に諸所に埋葬がある。以上の他に人間ではないが「牛の墓原」とよばれる墓所が海辺の磯浜にある。畜生に情をかけるとつかれるといい、埋葬というよりも捨て墓である。

VI 年中行事 年中行事の記載は榊兼三郎(67)上野三頼(53)藤永峯三郎(64)周防亨(31)榊行長氏(50)の諸氏が1日集つてお互に補い合いながら話してくれた資料によるが、その後現漁業協同組合長中村伝作氏(49)にも色々疑問についてお尋ねし補足した。

正月、門には松を立てる家と椎を立てる家とあつたが、戦争中滞島していた兵隊が椎を立てるのは特殊社会だといつたといふので椎を立てることをとりやめてしまったという。この行事については室津の神官西島氏は蓋井島郷土史なる著書に於いて、祖先に松本新左衛門、椎野九郎太郎なるものがあつて、松本の分流は松を、椎野の分流は椎を立てたのだという伝説をのせている。この伝説は島民の間に広く伝承されていることを我々も知つたのである。椎野九郎太郎については椎木新左衛門なる名で語るものがあつた。八幡社に保存されている「奉造立当蓋井嶋八幡宮上造永禄六年」なる記録に、代官四位野、公文九郎太郎の名が見え又「松本新左衛門春次一建立也」と見えていることでも、現在所伝の伝説の意味がほぼ明かになると思われる。即ち伝説にある椎野九郎太郎は「代官」四位野と「公文」九郎太郎の両者をいつしよに合せることから生れてくる。又松本新左衛門は社殿を一建立出来るほどの有力者であつたのである。

四位野も椎野も椎木も字のあて方にちよつとした相違があるだけである。おそらく松と椎に因む名をもつ有力な二つの家があつたことは事実であるから、そこに二系の伝承が生れる契機があつたと見てよいであろう。然しながら更に古い縁由は、松の木と椎の木に対する樹木信仰からきているものでないかと思ふものである。

松と椎はこの島に於ける最も有用な樹種であり、神聖な四つの森を形成しているのも、これらの樹種である。

元日は早朝八幡様に参詣し、一升餅、酒、生魚(生魚のない時はカズの子)を携えて拝殿の囲爐裡を囲む。神人共食の名残であろう。この日、山の木を伐つて帰り門松の側に立てるが、14日に大根で牛を作り、山の木でその足を作り、これを「といとこ」(歳徳神)にささげる。

2日 のりぞめ。神酒と魚をもつて「船霊」に参る。そのあと集会所によつて飲む。

3日 先祖まいり。この日、磯まわりが行われる。海藻を集めて、それをわけ、麦の肥料とする。そのあと「先祖さん」に参る

4日 仕事始

5日 初籠 家内一同で食事を用意して八幡様に参籠したものであるが、今はやみ、夜、若い衆各戸1人参籠通夜する。食事は「まぜめし」に「にしめ」。

7日 行者籠 牧場に行く途中にある堂に参籠する。

8日 薬師を祀る。信者7、8戸あり、女、子供が参詣すると団子をくれるという。御詠歌を歌う。

14・15日 14日はトイトコさんの日、14日に門松、門椎をとり15日朝浜にもつていつ

て焼く。前述したがトイトコさんの日には大根で牛を作るが、藁で馬を作る場合もある。これらを牛の神の森にささげる。

16日 椎とモロムキ、カヤをくくり田にもつてゆき苗代の真中に立てる。「百姓の正月」という。

22日 宮地様籠 宮地様に参籠する。

2月9, 10日 金比羅様籠 家族全員どちらの日でもよい、神祠の前で会食する。

3月3日 雛の祭

17日 秋葉様籠 近年参籠するもの少なくなった。

3月中の適日をえらび春祭が行われる。神官を迎え村頭（部落長）の所に村全員あつまり徹夜して日の出をまつ。「お日待ち」ともいう。この日餅をつき、魚と神酒とともに供えられる。

21日 お大師様に参る 但し新暦3月21日春分の日には八幡様に参る。

25日 人丸様籠 八幡様に人丸様は合祀されているので八幡様に籠る。

3月の末には地鎮祭が行われる。春の地鎮祭には夏のそれも、秋の地鎮祭には冬のそれもかねて行う。室津の如意院（天台系）の僧侶（法院さんと島ではよぶ）が琵琶を弾じ金光妙最勝王経か仏説三宝大荒神經かをよむ。神酒、12重ねの餅、12椀の飯、野菜果物が用意される。祭事は「おもての間」でなされる。「対象は地主さん」である。12椀の飯にそえられる箸は、柳の枝の両端だけ皮をはいだものである。室津如意院の「法院さん」にきくと、島では古い家にはみな地主がいる。人霊であるといつていた。法院さんの島に於ける宿舎は毎季かわる。食事は朝、昼、夕と左まわりに各戸をまわる。

4月3日 恵比須籠 家業を休み、協同組合の広間に集つて酒宴を行う。この日餅を作る家が多い。

5月中「しろみて」の行事がある。「汐廻り」を行う。田植終了後新竹を斜に切り、その竹の筒で潮を汲みにいく。7ヶ所で汲み、後八幡様に籠る。潮を汲んだ竹筒は神殿の鴨居にかけておく。

14日 おぎおんさん 1日休養する。

15日 はと（波止）まつり 波止場の龍神碑の白旗を立て「七夕の花」と神酒をあげる。

6月中 総夏越の行事がある。八幡様に参詣する。牛を海にいれるものもある。

7月10日 磯あけ。

12日 せがき 各戸で「みづまつり」を作る亡者えの供えものをいう。「みづまつり」とは、なす、瓜、米を盆又は重箱に盛り、他に麦から作った甘酒を用意したもので、寺の庭で亡者にそなえ、あとで墓にもつてゆく。寺で五色のせがき旗をもらい、「しろう舟」の帆にする。（葬送習俗の項参照）

13日 初盆のものは墓に供えものをする。この日協同組合の半期の決算が行われる。この晩から若い人たち櫓を立て、盆踊をする。筑前鐘崎の踊の系統であるという。太鼓三弦の伴奏で踊る。16日返つづけられる。

16日 早朝に「しろうろう流し」を行う。後、寺に帰り、村の功勞者えの念仏を捧げ、漂着した仏えの会向をする。

17日 盆踊の櫓を解き、「道あけ」を行う。櫓の実をもぎにゆく道をあけるのである。

8月1日 八朔。八幡様に豊年を祈り、神前で踊る。踊は盆踊と同様のものであるが、音頭が異なる。凶年には行わない。

15日 明神様参り 昔は相撲をとつた。

9月24日 天神様籠

27日 神送籠

10月1日 金比羅様籠 家業を休む。協同組合から酒肴を出し、各自酒をたづさえて男女全員社前の草原で会食する。

22日—24日(新暦) 八幡様の祭22日晚、24日朝は海山のもの7種、23日午後2時からの大祭には11種を供える。4組の当元は新穀を「つないで」炊いて神前に供える。

10月 亥の日 餅をつき臼の神に供える。子供たちが亥子歌を歌いながら各戸を廻つて歩く。亥の子歌は「亥の子 亥の子あすのばんはかんまつり。とうからからすがくだる。亥の子もちをつかんうちは鬼を生め蛇を生め角の生えた子を生め」と歌われる。この日ついて廻る石は大空政一氏の所に保管されているので、大空家からはじめて右廻りに廻つていく。各戸では子供たちに金と餅を与える。

10月21日 地主籠 地主の森に参る。

28日 神迎籠

11月3日 恵比須籠

以上に於いては特に注記しない限では旧暦を意味する。以上によつて気づくことは年中行事が実によく残つており、「お籠」なる行事の多いことである。これらの行事を通して自覚される共感の感情は共同体の精神的紐帯となるであろう。

然しながら年中行事は一面に於いて娯楽としての意義をもつていたことは見落されてはならないと思う。人々は行事を通して生活への意欲を新にするのである。

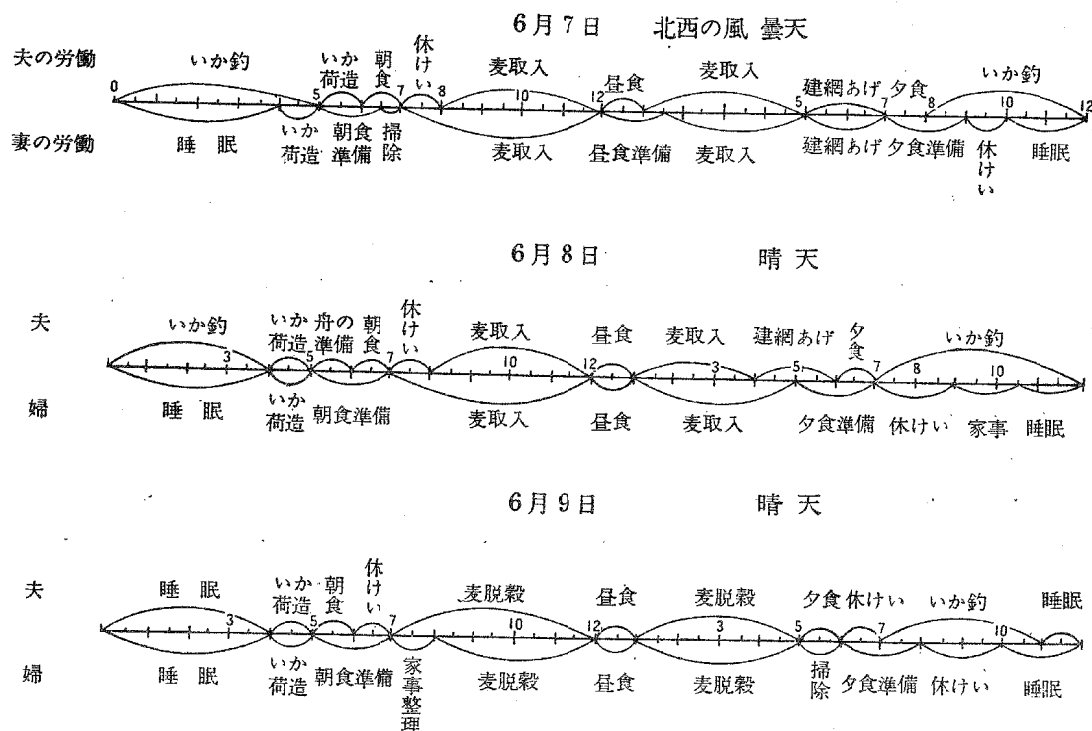
八 生活の動態と意識

I, 労働と収入 6月7日より3日間労働調査を行つた結果、Y家の労働分担の実態は次表の如くであつた。但し7日は曇北西風の荒模様8日9日は晴静穏。因にY家は田2反4畝畠2反19歩、耕作労働力は夫婦のみで9才と6才の二人の子供がいる。夫は43才妻は32才である。

尙この調査期間島の主婦の労働時間の平均を見ると、睡眠時間7.75時間(最少5.5最大10時間)畠仕事(麦刈取入、脱穀、留草取、牛の草刈等)10.33時間、食事準備及び食事時間4.8時間、家事(掃除、洗濯、整理、つくるいもの)0.94時間、夕食後の休養時間(入浴時間を含む)0.66時間、夕食後以外の休憩時間は0.16に過ぎぬ。その他の時間0.46時間(魚売準備作業としてのいか並べ該当延10人の平均1.25時間、又建網あげに男子に伍して出た人1人あり)(註総計15人の主婦回答に拠る)

以上の如く主婦の労働重点が畠仕事にかかつている關係上、教育や文化方面に廻る時間は皆無といつてよく、只僅に「家の光」を夕食後読んだ主婦が1人だけあつた。

これに対して男子側の労働は、一般的には休憩が充分とられている。先ず睡眠時間の平均は7.86時間で休憩時間の平均も1.24時間、然も食前食後は婦人に比べて自由である。農業關係は2.9時間である代りに、漁撈の方は準備や後始末をも含めると5.94時間を示していて、この島の男女の労働の比重を物語つている。但し以上は概括的考察であつて、些細に検討すると男子の側には頗る偏差がある。仕事の内容に於いても又時間的に見ても雑多不規則であるからして



睡眠や休養の時間が少々長いと雖、必ずしも疲労度が低いとは断定し難い。

尙斯様に各家多忙の最中にも拘らず他家に手伝いに行っている例が3人あり、然もその2人迄1日10時間労働を越えていることは注目に価する。(本家の手伝親元えの手伝)

以上よりして一般的傾向として、次のようにいうことが出来よう、即ち仮令その間相互の援助はあるにしても、主人は漁撈に出、主婦は農耕に当つているということ。これは単なる3日間のみならず年間を通じた傾向と見てよい。今農業の所要労働量を推定する資料として耕作関係を見ると、先ず田に於いて、4反~3反—5戸、3反~2反—10戸、2反~1反—6戸、1反未満—7戸、持たないもの—6戸となつている。畑になると9反—1戸、5反~4反—2戸、4反~3反—9戸、3反~2反—13戸、2反~1反—4戸、1反未満—5戸となる。1戸当り平均は田に於いて1反6畝、畠は2反8畝弱となる。田畑を併せての1戸当平均面積は4反3畝余りとなる。

次に農具の調査結果は次の通りである。先ず脱穀機に就いて個人所有によるもの2、共有のものでは1機は2軒の、他の一機は20軒の共有である。調査に於いて本家より借りると答えたもの4人あつたが、このいづれかに関係があるのであろう。噴霧器に就いては個人所有1器、漁協に5器具えてある。(漁協には他に撒粉器を7器具えている)調査に際して本家より借りるとした者1人は前者に、組合のものを借りるとした6名は後者に頼つているものである。その他の器具即ち鍬、鋤、三つ子、鎌、レーキ、背負つ子、灰持、土籠、めご、肥桶等は大体個人が所有し、新しい分家等では本家に頼る如くである。

このうち「背負つ子」は本島では重要な運搬用具で、道が悪いただけ婦人の労働を過重にしている。家畜として農耕用の牛を14頭持つている。2軒で共有の牛もいるということである。鶏を飼つている家は10軒で皆で90羽、中の一軒は30羽飼つているが、その卵は本土へ送られている。

ところで主食の絶対量は勿論不足である。米の反当収量は1.2石あればよい方だということから島全体でも70石程度であろう。自給自足出来る家は1軒か2軒であるということである。然しながら仮令そうであつても或る程度食糧を確保することは大きい強味であり、この漁村の経済的強靱さを示す一要素である。

さてここで婦人の労働に就いて触れる必要がある。それは海女漁業に就いてである。先にも述べた様に農耕主任としての立場は、主婦の雑事と併せて充分な負担であるが、その上更にテングサやフノリ等の海藻採取から時には男に伍して建網に出たり返する。特に7月中旬より9月上旬にかけては若い婦人は殆んど、鮑、栄螺等の海女漁業に従事するわけで、炎天下早朝より午後5時頃迄作業が続けられている。このような事情は婦人の地位を軽くないものにする。女性の団体である婦人会の勢力の基盤ともなっているわけである。

次に島人の経済生活状態を明かにする為には、現金収入としての漁業の経営内容に立ち入る必要がある。

本島の漁家の漁業はヤズ、ブリ、イカ、小鯛、その他の釣を主とする一本釣漁業、種々の刺網漁業、貝類、ウニ、ナマコ、海藻類等を採捕する漁業、タコ壺等の漁業それに延縄漁業等季節に応じて行われている。而うしてその漁獲物は、殆んど蓋井島漁業協同組合に集荷され、生魚加工物等それぞれの販路を通じて売りさばかれている。今漁協の資料によつて各漁家の年額を調べて見ると次表の如くである。

水揚金額	1955年	1956年
5000円以下	1	3
5001 ~ 10000	8	6
10001 ~ 50000	19	14
50001 ~ 100000	4	6
100001 ~ 150000	1	3
150001 ~ 200000	0	1
200001 ~ 300000	0	0
300001 ~ 400000	2	2

今この平均及び最高、最低水揚額（円）をみると次表の通り。

	1955年	1956年
35戸水揚総額	1,713,250	2,019,915
平均水揚額	48,950	57,712
最高水揚額	387,126	384,370
最低水揚額	1,078	2,052

又稼働月数と水揚高との関係は次の表の如くである。

就業月数	漁家数	水揚額合計	平均水揚額
12ヶ月	4戸 (11.4%)	737,133円(43%)	184,283円
11~9	4戸 (11.4%)	524,339円(30.3%)	131,085円
8~5	18戸 (54.3%)	387,029円(22.6%)	21,502円
4ヶ月以下	9戸 (22.9%)	61,123円(4.1%)	6,791円

(1955年度水揚高表より稼働月数を基準として作る)

上表によつて、猶9ヶ月以上の就業漁家の全漁家数で占める位地は23%弱であるが、その収入は73%強である。

以上で本島の漁業経済は或る程度把握されたわけであるが、更に漁業収入を漁業種別に分析して見ると、次の如くである。

漁業種別水揚高表

年度	種別	種別				計
		貝類、海草類業	一本釣漁業及延縄漁業	組合小型定置	其の他	
1954年	水揚量(貫)	1837(5.2%)	3262(9.3%)	24625(70.4%)	5230(14.9%)	34954
	水揚高(円)	101939(2.9%)	1164455(34.4%)	2083300(60.9%)	71000(1.8%)	3420694
1955年	水揚量(貫)	1142(2.5%)	5497(12.2%)	37585(83.1%)	1010(2.2%)	45234.3
	水揚高(円)	489473(9.3%)	1423404(27.3%)	3047300(58.4%)	527000(5.0%)	5217177

上表によつて一本釣漁業と定置漁業の占める位地が分り、特に定置漁業の占める比重は大きい。本島にはこの外、個人経営の網ヶ久保と角ヶ崎の二定置があり、中でも角ヶ崎が有力な大定置であることを併せ考えると一層定置漁業が本島に於て重要であることが考えられるわけである。尙現在これ等二定置網が持つ島人との関係は給金であるが(網ヶ久保は島人経営)固定収入、月額約7000円は決して少い額でないことは、他の漁家収入と比較すれば明瞭である。

(低就業月数漁家27戸の平均水揚年額16,598円)以上漁家経済の実態及び漁業種別収益を総合すると、本島漁業経営に一つの転換期が来ていることが察知出来るわけで、斯る客観的条件の推移が組合員をして、角ヶ崎定置の組合自営を決意せしめる一動因となつた如くである。

II 婦人会と若い衆仲間 婦人の働きには目覚しいものがある。農耕主体の生業形態から漁撈へと志向が変えられてくると、男手はその方にとられることになるので婦人の労働は益々過重となる。かかる事情の下にあつても婦人たちは明かるくて、実によく働く。婦人会という組織があり、会長副会長1人づつ、4組から各組1人の幹事が出ている。会の基金は「磯あけ」後、「ばら」(各自自由に採集させるの意)になる直前の1日婦人会で採集して収穫物をあてる他に、晩春の季節に「地下の山」(入会山)から「つわ」(ツワブキ)を採集してえた収入も又基金となる。去年(1956年)から毎月20日を「かぎようどめ」として、「山」にいかぬことにきめたという。ここにいう山は耕地の意。なお婦人会の基金から教科書代が出されたり、小、中学校への寄附がなされたりする。

男性側には「若い衆仲間」がある。13才にして仲間入りをするのが慣例であつたが、今は中学卒業すると自然にはいつた形となる。仲間には若者頭3人、選挙によつてえらばれる。既婚

者のえらばれることが多い。「若い衆」の世話をするばかりでなく、客人のもてなしをする。最年少のものは走り使いをする。若い衆仲間は共同作業を行う場合の資材をととのえる。だから「しょうろ流し」の草舟を作ったり、盆踊の準備をしたり、地引網をひいたりした。「若い衆」の中には「帳がしら」とよばれる役があるが、これは区長（部落振興会長）、助役（区の世話役）が雇傭するもので、「若い衆仲間」とは別個のもの。適齢期の少年たちは神無月が尽きて、神迎を行う日、即ち「若い衆」が八幡様に「お籠り」する夜仲間入りをする。その夜村から酒1升が出される。八幡様の拝殿には囲爐裡が切つてあるので、火を囲み談笑する。一切の世話は若者頭が行うので、「若者頭」と書いた提灯をつける。余興としてはにぎやかに相撲がとられる。村の全員は翌日神詣りをして、籠りが通夜はしない。入会した若者たちはこの日から「六尺ふんどし」を締めることになる。

集落の西上方に「牛の神の森」がある。一きわ目立つて聳えた巨松が牛の神のより代となっている。牛の神の祭には若者頭が「ごくまい」（お供米）と酒をたづきえて供え、巨松の前で飲み合い騒いだものだというが、屈強な青年たちが牛を扱うより、海に出ることを本本とするように生活のあり方が変化してくるにつれてこの祭事はすたれてしまったようである。現在は見られない。

III 「村」の意識 当社会の意識を問題とする場合色々の立場があり、それによつて諸々の特徴を捉え得るが、その間に支配的底流をなしているものは共同社会的意識であることは、極めて明瞭である。これは当社会の構造の然らしめるところであつて、蓋井島のような社会にあつては、自分の家という枠内に止まらず、分家や娘の家のことが我がことのように心にかかることは自然であり、それ等の家が目と鼻の先にあれば、日常生活のうちで、斯る態度が一つの性格として固定されてきて、更にそれが近所隣にも転移して、そこに強い共同体意識が形成されるとみられる。

例えば己に述べた如く当村では手伝又は「いい」が多く行われているが、これは他人の困つた状況を傍観するに忍びない心、即ち個人とか家とかの殻を突き破り、個人意識が社会意識に拡大されていく契機をなすのである。斯く拡大された意識が個人の利害打算を高い立場から解消して、ここに共同感情が個人意識を支配して来る。例えば、牧場の修理や手入が春季1日行われるが、これに牛を飼っていない者迄参加する。強いてその理由を問えば「いづれどこかの牛に御世話にならねばならないのだから」と説明する。それがあたり前で何等不思議はないという考え方いわば風習が己に成立していて、そして無意識の中に行じられていく。本島には時々「夫」の徴発をするが毎日働かねば食えない貧乏家庭には期待しない。又「村」の行事費は多く漁業協同組合の予算に計上されるが、かといつて組合以外の人よりその分だけ徴収しよう等と考える者はいない。では斯る協同社会意識の基調の上に、どんな気風がこの社会に形成され固定化されているか。

先ず斯る協同意識が、一つの殻を形成すると閉鎖的となる。意識調査の一としての「島の土地財産が他所の人の手に渡るとあるとすれば、それに対してどう思いますか」という設問に対して、13人の回答者全員に「そんなことがあつてはいけない」として、これを取り挙げ「協同の力によつて阻止しよう」という態度が見られる。更に「そのようになる原因を作らない」「常に島のなり行きを知っている」等として、予防の必要を述べ、若し左様になりかけた場合は「相手に納得させ、忠実に義務を履行する」という。この「忠実に義務を履行する」とはお互の責任に於いて島の土地を守るという意味のことのようである。斯る考へ方は年

令性別の如何に係らず凡て一致した態度であつてこの社会の協同意識の強靱さが見受けられた。

閉鎖性は一般的には劣等感に基づくものもあるが、ここでは優越感的面もある。山の祭の余興としての飾山の題に「親代々カサカキ無し」というのがある。血の純潔を誇っているものであろう。斯様なよき意味での閉鎖性であるからして、一面開放的なところもある。同じく山の祭りの客人控にもある通り当日は訪づれる者は誰でもお客として遇している、流人迄招待しているのである。

次には農村的性格と漁村的性格であるが、生業の主軸を農業より漁業に切替えた当社会は、その両方を身につけているといえるであろうか。只此等の性格は互いに相反する面もあるからして、斯如簡単にはいえないのが普通である。即ち一般的にいつて、農村的性格が堅実、理性的であり所有権が確立し、伝統を重んじ、格式に拘泥する等とされ、生活態度としては孤立的で独立心に富み、計画的であるとされるのに対して、漁村的性格は多分に僥倖に頼り、その日暮しであるとされる。又合助力的協同社会性を具えるが、ともすれば仲間意識が醸し出す行動の直接性、粗野性をもち、時には雷同的行動をもとり兼ねない傾向を持つものであるとされている。大海の獲物を一度搜索捕獲すれば所有を獲得する職業的性格は農村とは逆に所有権の曖昧性をきたすことも有り得る。之等の相矛盾する氣象なり性格が本島社会に於いて如何に融合されているかは興味のある問題である。本島には貯蓄的習慣があり、定期貯金や生命保険に加入する者も相当あり、特に漁獲物を組合の手を通じて販売する際、5%は自動的に貯金する仕組にしている。生活は一般に儉素であつて而も計画的であることは多年農耕の間に培養された美風であろう。これ等は女性が特に身につけている如くである。男性は飲酒の量も多いが敢為果敢漁村的気風を身につけてきているようである。特に近年漁撈の事業が拡大されてくると共に合力作業の機会が多くなりつつある。血縁構造にはぐくまれた意識は協同えの志向に否定的に働くはづはない。

島の子供たちの間には子供部落会なる組織がある、子供部落会は1月に1夜、会場を各戸廻り持ちに子供と父兄と集まり学校の先生も参加して、日常生活の反省から努力目標の設定迄親子共々協議し、且つ目標の実践を約束するのである。

教育的立場からする教師の参加はあるにしても、それらの目標や約束の中にこの島の社会の性格は反映していないであろうか。

今昭和31年7月より1ヶ年間の努力目標の頻数を見ると次の如くである。

今これによつて見ると、墓掃除や道掃除等特色のあるものが見られるが、中でも親えの態度の問題が圧倒的に多い。この点我々の調査でも同様な結果が現われている。「よい子とはどんな子と思われませんか」との父母に対する質問への回答で、親に対してよい態度をとる子がよいという意見は全体の72%を占めていた。この比率は祖先を大切にすとか、言葉遣いをよくする等の項を含めるならばもつと高くなるであろう。因に同様な質問を小学校1年生から中学3年生迄して回答を並べた結果は、小学校下学年では「いうことを聞く子」が絶対的で、上学年に進むに従い、勉強とか手伝いとかの内容表現が多くなつていたが、この点親子部落会と同じ傾向を示した。只中学になると誠実とか勤勉とかの個人完成の徳目が多くなつていた。

離島といえども近代資本主義社会えの動きとの関係に於いて、その最近の歴史を展開させている。そのような動きとの関係に於いてももの考え方、即ち意識の上に変化が出てくると思われる。この点について、参考になる事例がある。

山の神祭記事の中その費用の分担の箇所を見ると、一、二の山に於いては祭事は合同で執行

親子部落会実践目標頻数表 (1, 2班及び3, 4班を合せたもの)

親への返事をよくする	8	御飯を食べる前に手を洗う	1
おやすみを言つてやすむ	2	朝早く起きてラジオ体操をする	5
親のいうことをよくきく	4	買食いをやめる	2
よく働きよく手伝う	2	貯金箱をこわさない	1
墓掃除をする	3	十円貯金をする	1
墓に花を植える	1	家庭学習	1
お宮の御掃除	3	夜よく勉強する(30分以上)	5
道掃除をする	1	無駄づかいをしない	1
大人から言われたことは素直にきく	1	ノートを大切に使う	2
目上の人には言葉づかいをよくする	1	時間を守る	1
言葉づかいをていねいにする	7	生徒だけで茶話会する	1
挨拶をよくする	4	責任を持つ	1
整理整頓	3	個人の尊重	1
清潔と衛生	5	ものごとをはつきりする	1
掃除をよくする	3	意見と実行	1

するので、2つの山が等分に負担しているが、賄費は各山別に捻出している。「米参り」「麦参り」といつて、いずれかを1升持つて参る。その他は年により多少異なるが、結局不足分を戸主が均分負担していた。処が明治31年では各家の人別を控帳に明記して「一人前に付十七銭」宛53人分と「たびの人」14人計67人より「つないで」いる、更に明治43年には「三拾銭組 二三人 二五銭組拾三人 弍拾銭組七人 拾五銭組六拾九人」として、徴収金額に差等をつけ大部分を捻出し、計算の結果「差引不足金四銭 七人割壱人に付六厘つなぐ」とある。又二の山では「氏子拾五銭 氏子タビ人弍拾銭 氏子タビ人の家内弍拾五銭 タビ人参拾銭」と明記してある故、一の山の差等もこれに相当すると思われる。而もタビ人のうち山連中に關係の客の分はその關係連中より徴収している。

これら一連の費用捻出方法の改変の底には、ものの考え方の変化があるように思われる。全体の立場で考えることがあたりまえであつた社会にも、個人を基本的に見る意識が立ちあらわれてきていると見てよいであろう。

近代社会の組織の中に参加する限り、個人化自由競争の傾向も当然に登場するはずである。然かも共同体的社会關係とこの關係に支えられて生きている連帯感的感情は、依然として支配的であると見てよいであろう。このように矛盾した關係に見える關係を内包しつつも、時代は一つの傾向をより強く押し出そうとしている。それは規模の大きな企業に対抗していくために生み出されるもので、島をあげて組合直営の定置漁業を期待をよせるに至つたことが、その間の事情をよく語つている。

九 結 語

一つの集落のメンバーが、古代以来一系につながる血縁共同体をなしているという例は珍しいと思う。蓋井島村落に於いてはその家系血縁關係が絲をたぐるように辿られ溯りうるのである。信仰の姿に古代以来その姿を変えずに今日に伝えられているものがあるということにも、

我々は目を見はつた。祭事の記録を遺すようになったのは近世に至つてからの如くであるが、それでも約 160年間にわたつて買物控、献立の内容、客人控に至る迄の詳細な記録をとどめているという例は他に知らない。

然かもこの島は明治維新以来の日本の歴史の変貌する中であつて、それに処するための新たな体制をととのえようと模索し、行動して、既に明確にその方向づけを打出している。我々はこの島の人々の最近の努力—協同経営による定置網漁撈の事業—の成功を祈つてやまないものである。その事業を支える精神の底には、古代以来の共同社会の精神が強く通つていると思うが、然かもその精神は直ちに新しい時代の精神に通ずるものをもつているといえるのである。我々の調査研究がこの程度にでもまとまりえたことは、島民の方々すべての温かい御協力によるものであつたことはいふまでもないが、殊に漁業協同組合長として島の動きの中核的存在として活動しておられる中村伝作氏の御協力による所が大きかつた。

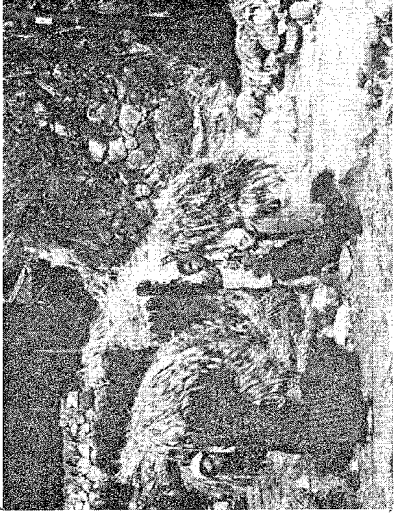
尙我々の調査研究に経済的支持を与えられたのは下関市であつたことについても明記しておきたい。

PLATE

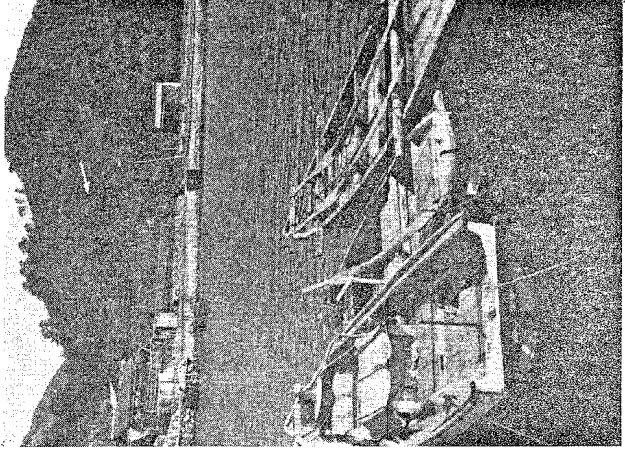
PLATE I

- PL. 1. 1 : A couple carrying their wheat harvest bundles on their backs.
- 2 : View of the Sacred Woods of Yon-no-yama (The Fourth Hill), marked with white arrow, pictured from sea.
- 3 View of the seaside part of the Futacijima village.
- 4 Ebisu-shrine.
- 5 Graveyard for cattles at the dreary, stony seashore
- 6 Common one-storied house with attics.

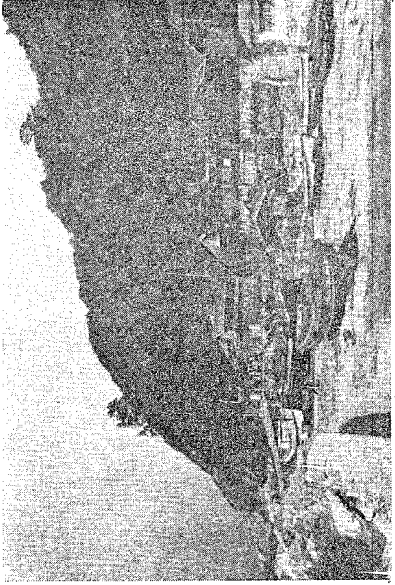
PLATE I



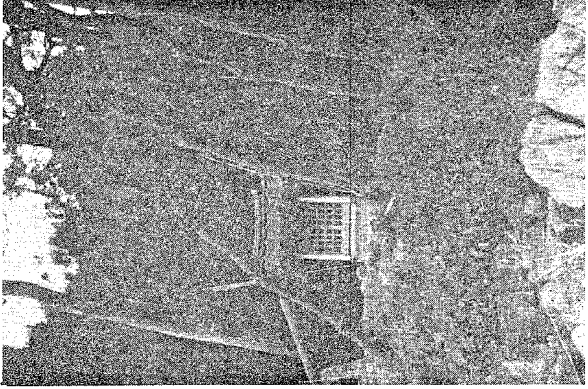
1



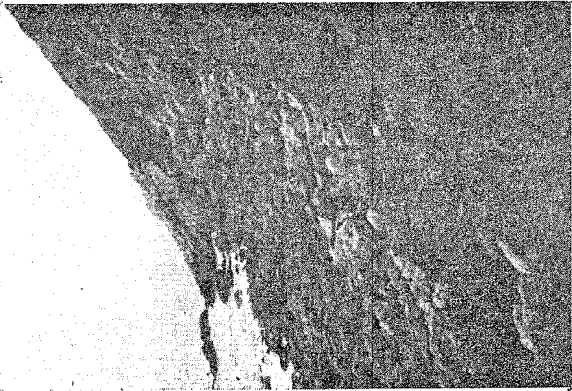
2



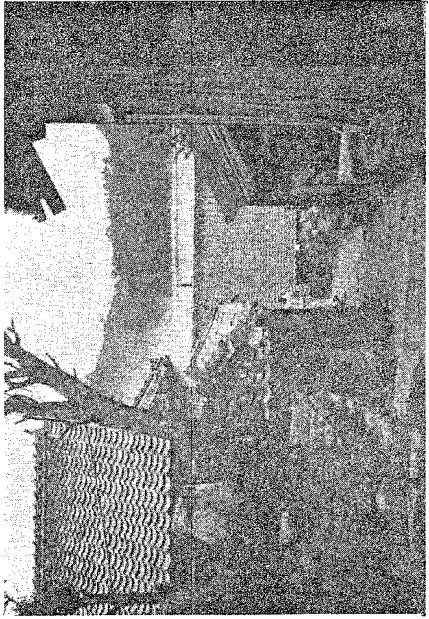
3



4



5



6

PLATE II

PL. II. 1,4,5: Menus at the celebration for the Yama-no-Kami
(God of the sacred woods) festival.

2 : Views of terraced fields and sacred woods.

Figures indicate the sacred woods.

1 —Ichi-no-yama.

2 —Ni-no-yama.

3 —San-no-yama.

4 —Yon-no-yama.

A —Farming field of Ikadaishi.

B —Farming field of Ta-no-kuchi.

C —Tamachi.

D —Hachiman Shrine.

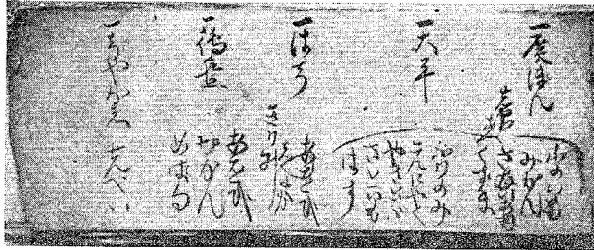
E —School.

3 : Primitive shrine, with dedicated old pot, of Ichi-no-yama.

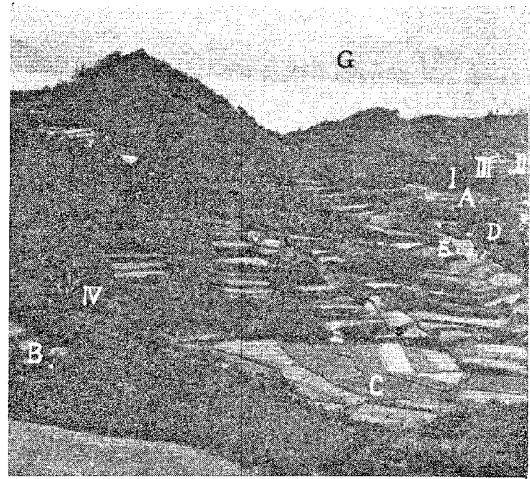
6 : Primitive shrine of Yon-no-yama.



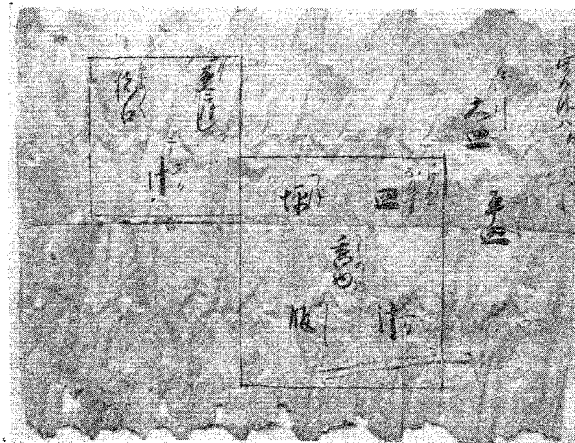
1



4



2



5



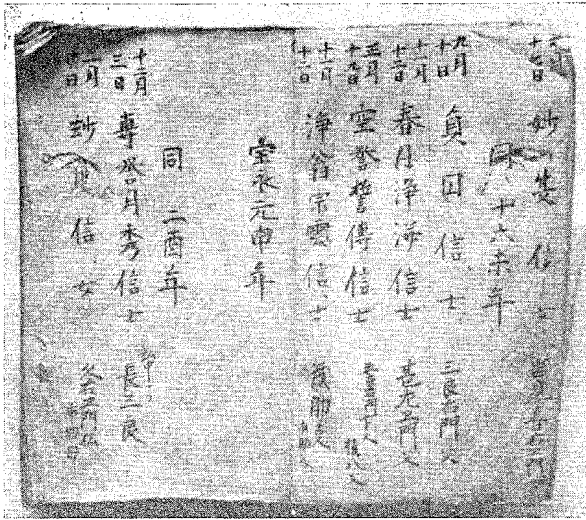
6



3

PLATE III

- 1 : Buddhist temple named Shyokaku-ji (正覚寺).
- 2 : A part of the death-register under the charge of the Shyokaku-ji.
- 3,4,5 : Ancestral tombs called Sen'o-san (Ancestor) or Jizo-san.



2



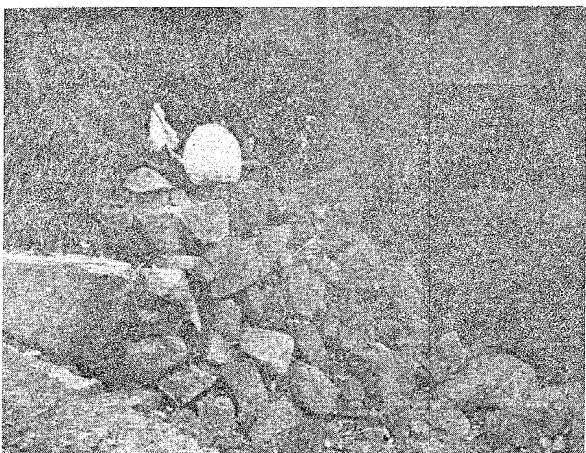
1



4



3

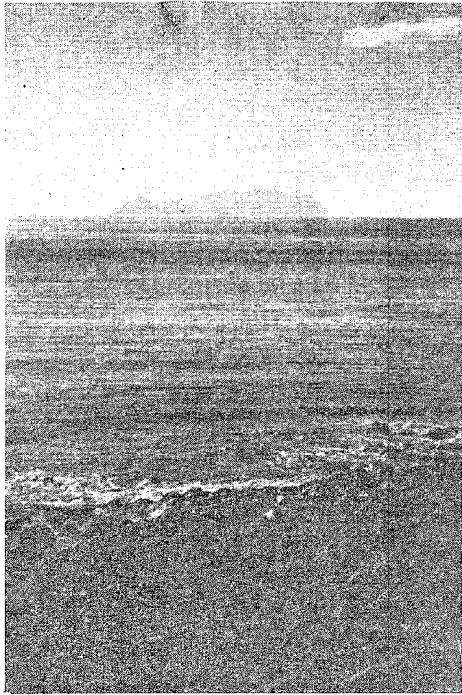


5

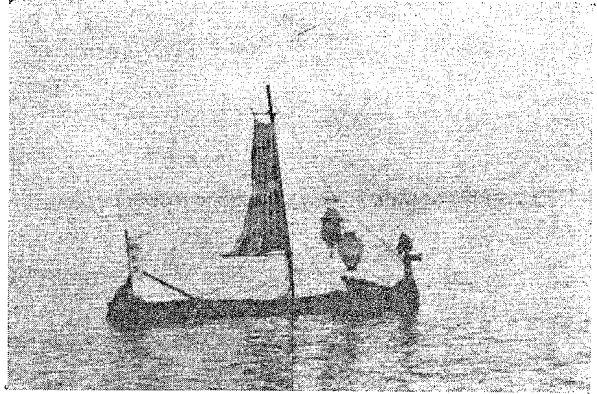
PLATE IV

- 1 : View of Futabi-jima pictured from seashore of Fisheries College of
Shimonoseki.
- 2—3 : A Bon(盆) festival-boat.
- 4 Bon-festival dance.

PLATE IV



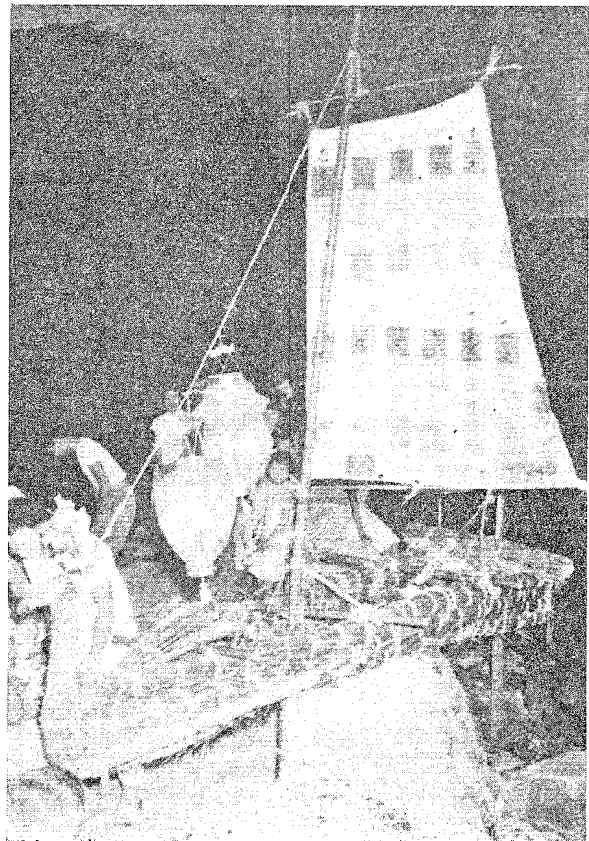
1



2



4

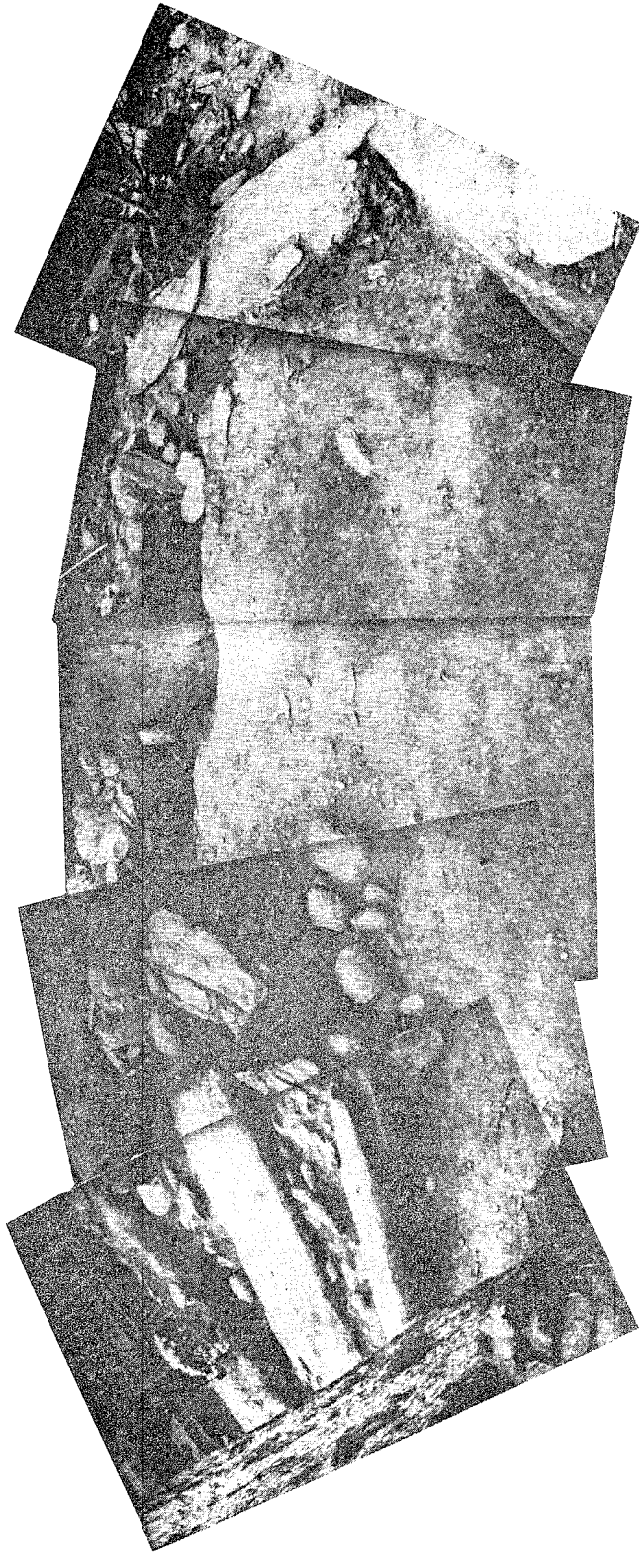


3

P L A T E

PLATE I

View of the ruined house after removal of till.



View of the ruined house after removal of till

PLATE II--b

b : Stone pestles.

PLATE II--a

1 -- 2 : Stone knives.

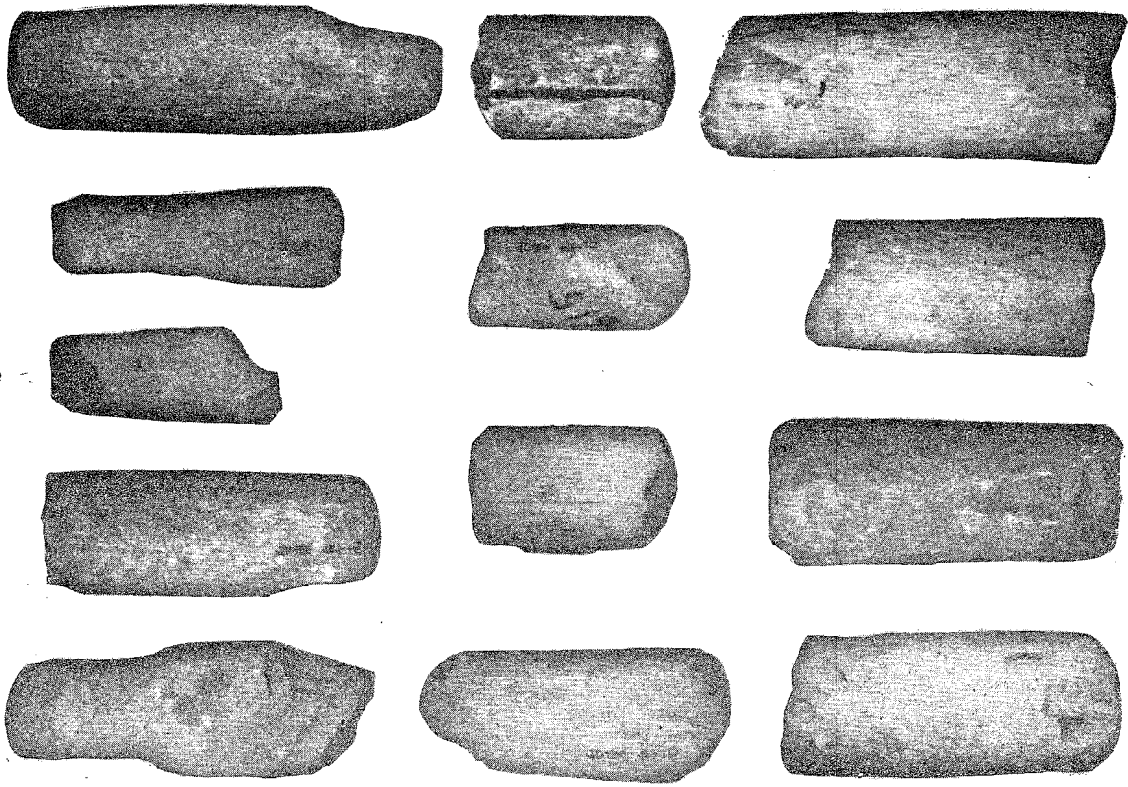
3 -- 5 : Stone scikles.

6 -- 7 : Stone implements, unaccounted for use.

8 -- 9 : Chipped stone implements in sand stone, supposed
to have been used as stone hoes.

PLATE II

b



a

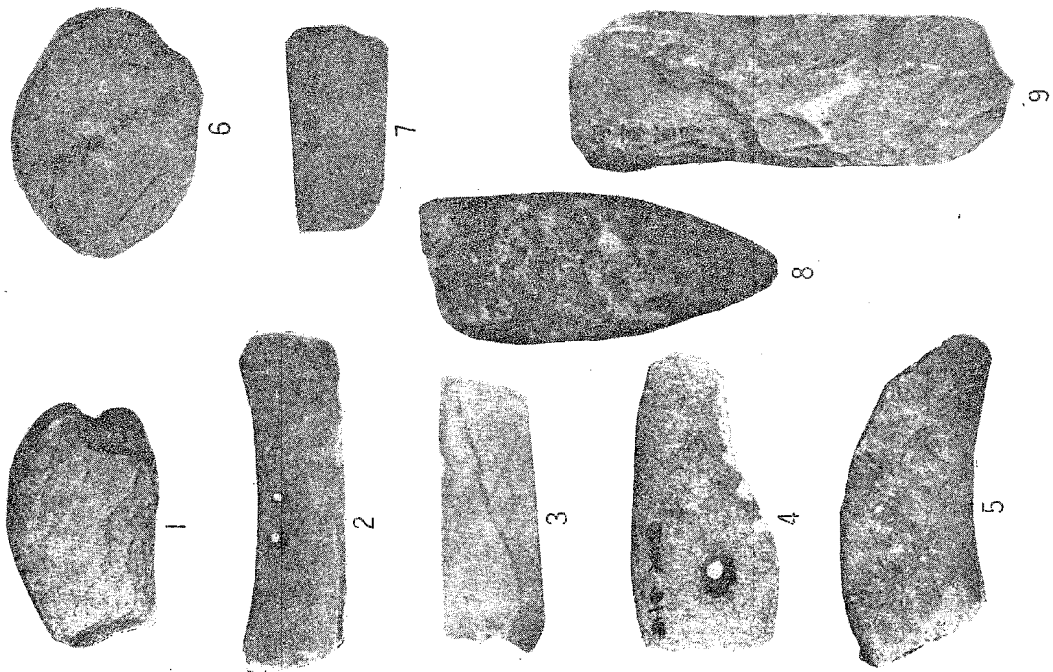


PLATE III

1—3,5 : Ear shape handles horizontally attached.

4,6 : Ear shape handles vertically attached.

8—11,15 : Small type vessels.

12—14 : Small vessels called "Dewas" of the Ami people.

15—left : Side view of tripod pottery, whose surface was decorated with reddish oxide of iron.

—Right : Bottom part with wrenched leg mark *ibid.*

17—27 : Legs of tripod pottery without pigmentation.

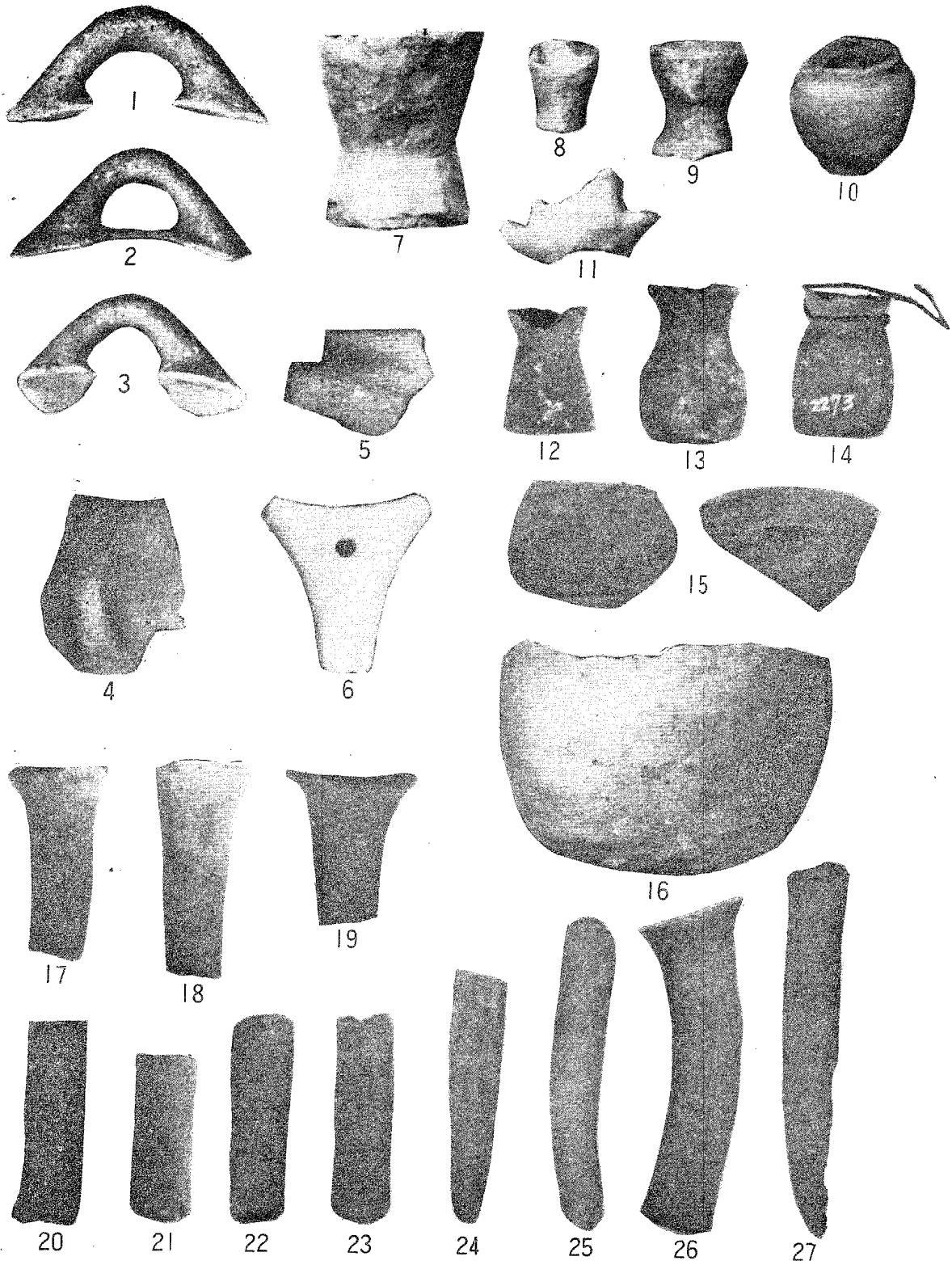
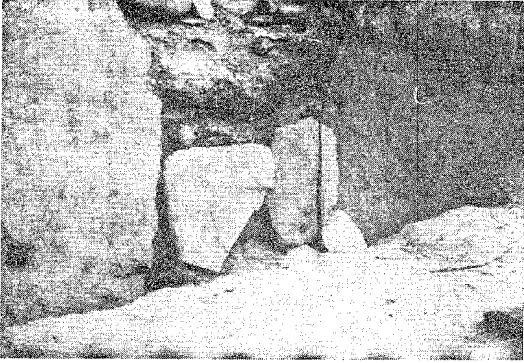


PLATE IV

- 1 : Showing the bottom parts of the stone wall with perforated hole.
- 2 : Enlarged view *ibid.*
- 3 : Showing the floor of the house appeared.
- 4 : Showing the broken part, above the floor, of the principal pillar.
- 5 — 6 : Showing the condition of the remains appeared.

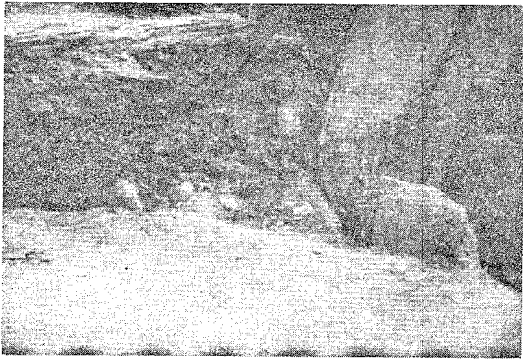
PLATE IV



1



2



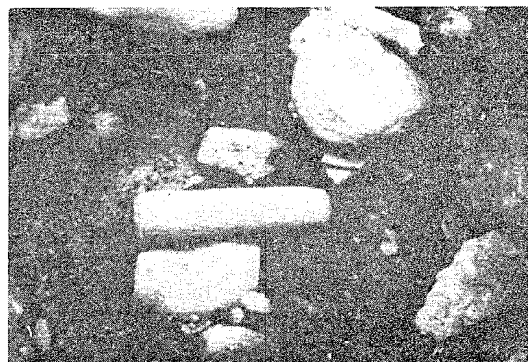
3



4



5

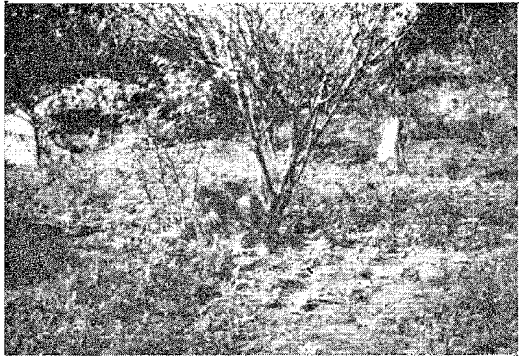


6

PLATE V

- 1 : View of the ruined site, just before our excavation,
picted from the adjuscent private house.
- 2 : View ibid after the excavation.
- 3 : View ibid after remova of upper parts of till.
- 4 : View of the appeared floor.
- 5 : Inside view of the most remarkable stone pillar.
- 6 : Outside view of the excavated house.
- 7 : Most remarkable stone pillar.
- 8 : Outside view ibid.

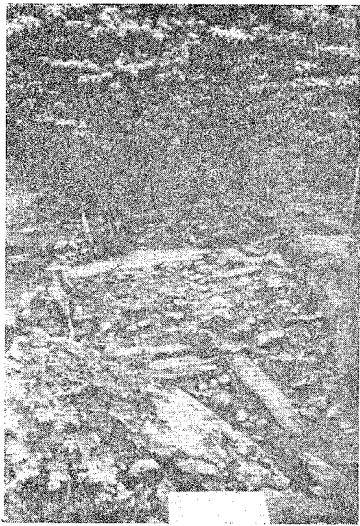
PLATE V



1



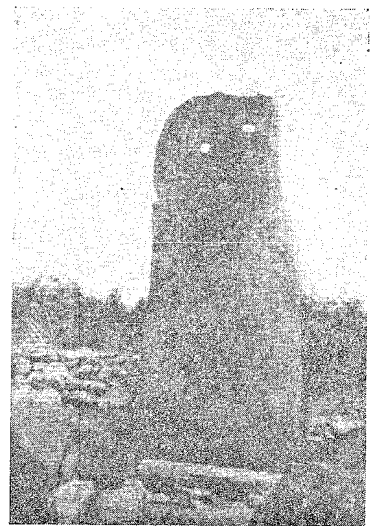
2



3



4



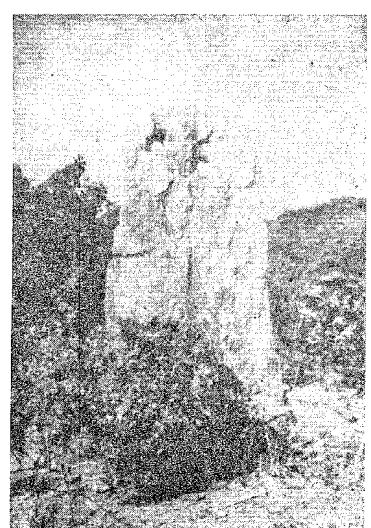
5



6



7



8